

## 第2節 金融・保険

本節では、関東大震災が金融・保険に与えた影響について述べる。まず、震災が金融関係、特に銀行に与えた被害とこれに対する政府・日本銀行の対応について述べ、次に、震災からの復興過程における金融的な側面について、復興予算の調達と震災によって回収が困難となったいわゆる「震災手形」の処理を中心に考察する<sup>1)</sup>。

本節は、事実の抽出と整理を主眼とし、以下の結論を得た。震災に対して政府・日本銀行は可能な限りの資金援助を行い、罹災者の救済と金融秩序の安定維持に努力し、その効果は十分に上げられたと考えられる。しかし、未曾有の災害への対処として、従来にない緩やかな資金融通方式を採った効果もあり、反動恐慌以来苦境に立ってきた不良企業とその関係銀行を救済する形で資金が使用され、真の震災被害者の救済が限定的だったのに加え、温存された不良企業とその関係銀行は、昭和期の整理を経るまで日本経済の足枷となった。また、昭和恐慌に先立って、特に地方政府において震災を一つの契機として公債に依存する財政構造が成立しはじめ、昭和期以降の放漫財政の端緒となった可能性がある。

### 1 金融業界における震災被害と復旧

#### (1) 金融部門の震災被害

##### a. 日本銀行及び災害地所在銀行の被害

##### (a) 直接的な震災被害

日本銀行は、震災により、本館が半焼、東分館及び西分館が全焼、北分館の破損等の被害を生じた。日本銀行は、後の大正12年度決算において、建物勘定の損失として58万5,168円を計上した。

災害地所在の普通銀行・貯蓄銀行も、震災により大きな物的被害を受けた。震災当時、東京府には168行の本店銀行が所在しており、そのうち東京市内に本店が所在するものは138行であったが、震災により87.7%にあたる121行が焼失した。また、東京市内に所在していた銀行支店310店舗のうち、71.5%にあたる222店が焼失した。東京銀行集会所組合銀行84行のうち、本店が無事だったのは、日本勧業銀行（麹町区内山下町一丁目）、日本興業銀行（麹町区銭瓶町）、三菱銀行（麹町区八重洲町一丁目）、小池銀行（麹町区永楽町）、麹町銀行（麹町区麹町五丁目）の5行のみであり、支店で無事だったのは、横濱正金銀行東京支店（麹町区永楽町一丁目）、台湾銀行東京支店（麹町区永楽町二丁目）、住友銀行東京支店（日本橋区平松町）<sup>2)</sup>及び丸ノ内支店（麹町区有楽町）の3行4店舗であった<sup>3)</sup>。このように、主として麹町区内所在の店舗は焼失を免れたケースもあったようであるが、その他の地域の店舗は軒並み罹災・焼失したようで

ある。また、震災当時の横浜市内には、本店所在銀行19行、支店23店舗が存在したが、「殆んど全部灰燼ニ帰シタリ」という状況であった。

こうした震災による被害及び震災に伴う市中の混乱や人心の不安等により、東京市内の銀行は日本銀行及び大信銀行（本店：神田区連雀町、池袋支店：北豊島郡西巢鴨町、資本金100万円（うち払込資本金25万円））以外は、9月7日に支払延期令が施行されるまで休業した。

### (b) 普通銀行の直接・間接的な震災被害

震災が金融部門に与えた物理的損害は、店舗の焼失等にとどまらず、融資の際に徴求した担保としての商品、有価証券類が震災により滅失し、銀行資産が毀損するといった損害も発生した。災害地所在普通銀行のこうした事後的な損害額を銀行部門全体について推計することは困難であるが、表2-5に示すように、災害地所在本支店銀行（調査銀行数は71行）が1923（大正12）年末決算において計上した震災被害額は約3,200万円に上る。このうち、震災による直接損害額は1,500万円余、前期からの利益の減少額及び損失の増加額が500万円余、震災に関係した滞貨鎖却は1,100万円余であった<sup>4)</sup>。調査対象となった具体的な銀行名は不明であるが、災害地全体ではかなりの額の損害が震災によって直接・間接的に生じたことが推測される。

表2-5 災害地本店銀行（71行）の大正12年末決算に基づく震災被害額

調査銀行数 71行	単位：千円
直接損害額	15,739
対前期利益減少額	4,805
対前期損失増加額	275
小計	20,819
滞貨鎖却（震災関係分）	11,036
合計	31,855
平均配当率	9分5厘 (前期比2厘減)

出典：後藤新一、『本邦銀行合同史』（昭和43年、金融財政事情研究会）p.159表71より抜粋。原資料は日本銀行調査局、「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」、日本銀行調査局編、『日本金融史資料』明治大正編第22巻（大蔵省印刷局、昭和33年9月）（以下、「我財界」と略す）、p.759

### (c) 普通銀行における担保商品、有価証券等金融商品の被害

担保商品、有価証券類の震災による直接の被害額を推定することは困難であるが、表2-6に示すとおり、1922（大正11）年末における東京府及び神奈川県内所在銀行の担保別貸出金額を見ると、貸出総額23億円余のうち、震災の影響が少ないと思われる国債<sup>5)</sup>及び地方債を担保とした貸出は、全体の2.6%程度にあたる6,000万円程度にとどまる。震災による直接の滅失の可能性が高い社債や株式、地所及び建物、商品を担保とした貸出は9億2,528千万余、全体の約40%に上る。これに割引手形による貸出も含めると、全体の約65%にあたる15億2,000万円余の貸出金が、震災によって担保物件滅失の危険にさらされたことになる。

表 2-6 全国銀行の担保別貸出残高

	金額 (千円)			総計に対する比率 (%)		
	東京府	神奈川県	合計	東京府	神奈川県	合計
国債及び地方債	56,334	3,188	59,522	2.7	1.4	2.6
社債券及び諸証券	63,385	6,078	69,463	3.0	2.6	3.0
株券	601,503	42,414	643,917	28.7	18.3	27.6
地所並びに建物	128,736	29,435	158,171	6.1	12.7	6.8
商品	26,415	27,322	53,737	1.3	11.8	2.3
船舶各種財団	39,960	193	40,153	1.9	0.1	1.7
雑	69,341	4,822	74,163	3.3	2.1	3.2
保証及び信用	546,940	84,530	631,470	26.1	36.5	27.1
計	1,532,614	197,982	1,730,596	73.1	85.5	74.3
割引手形	562,712	32,062	594,774	26.8	13.8	25.5
荷為替手形	2,540	1,619	4,159	0.1	0.7	0.2
総計	2,097,866	231,663	2,329,529	100.0	100.0	100.0

出典：前掲「我財界」, p. 758

横浜において焼失した輸出用生糸は、横浜への輸送中のものを含めて55,607梱、6,116万円余に上る。これは大正11年度の生糸輸出額の約10%に相当するが、そのうち問屋、倉庫、銀行が保管中のものが31,813梱、3,499万円余であった。このうち、銀行が貸出の担保として徴求した生糸の価額は不明であるが、製糸貿易に限定しても、震災によって金融上大きな損害が発生したと考えられる。

#### (d) 資金貸付先、商業部門の被害

以上で見たように、震災地所在の諸金融機関は甚大な物的被害を受けたが、貸付先が震災被害による倒産や貸付金の返済の滞りなどにより、震災後の銀行経営が悪化するといった事後的な被害も甚大であったと考えられる。特に、東京府、神奈川県は、表 2-7 に見るように、全国の銀行の預金・貸出金額の30%程度を占めており、東京府や神奈川県の震災被害が全国的にも大きなインパクトを持ったと考えられる。

表 2-7 払込資本金及び預金・貸出金額からみた東京府・神奈川県所在銀行

所在	払込資本金+積立金 (千円)			
	特殊銀行	普通銀行	貯蓄銀行	合計
東京府	249,608	564,419	19,577	833,604
神奈川県	174,825	29,470	1,245	205,540
合計	424,433	593,889	20,822	1,039,144
全国	665,666	1,990,061	52,050	2,707,777
全国比	63.8	29.8	40.0	38.4

所在	預金 (千円)			貸出 (千円)		
	普通銀行	貯蓄銀行	合計	普通銀行	貯蓄銀行	合計
東京府	1,868,430	237,840	2,106,270	2,125,476	58,272	2,183,748
神奈川県	200,044	21,906	221,950	243,573	9,545	253,118
合計	2,068,474	259,746	2,328,220	2,369,049	67,817	2,436,866
全国	7,872,921	726,672	8,599,593	8,054,222	181,093	8,235,315
全国比	26.3	35.7	27.1	29.4	37.4	29.6

出典：前掲「我財界」, p. 757~758

震災は災害地の商業活動にも甚大な打撃を与えた。東京市及び横浜市では商業地が焼失し、特に「問屋方面ノ被害ハ甚シク殆ド全滅トモ稱スベキ状況ヲ呈」<sup>6)</sup>した。問屋の店舗及び商品が焼失して問屋の信用状態が低下したために掛け取引の決済が不能となり、商取引は現金決済によって行われることになった。こうした問屋を基礎とした商業信用の途絶に加え、後述する銀行の休業及び支払延期令の効果もあり、罹災した問屋・小売商の復興は資金調達面から妨げられることになった。この点を表2-8に示すように、東京・横浜手形交換所における月別手形交換高から見ると、震災直後はほとんど手形取引がなく、以後1年間にわたって手形取引が低調な状態が観察される。特に、震災被害の大きかった横浜においてこうした傾向が顕著で、震災後1年間は前年に比して平均で34%程度の手形交換高であった。

また、東京手形交換所における震災当日の手形交換は、組合銀行中、借方の銀行の中で資金補填が不可能なものが数行あり、交換尻未決済に終わっている。

表2-8 東京・横浜手形交換所の交換高

月中	東京 (単位: 100万円)			横浜 (単位: 100万円)		
	当月交換高 (A)	前年同期交換高 (B)	A/B (%)	当月交換高 (A)	前年同期交換高 (B)	A/B (%)
大正12年 9月	159	2,749	5.8	0	279	0.0
大正12年 10月	1,460	2,696	54.2	8	249	3.2
大正12年 11月	2,003	2,971	67.4	50	249	20.1
大正12年 12月	2,418	3,329	72.6	108	293	36.9
大正13年 1月	1,972	2,246	87.8	81	175	46.3
大正13年 2月	2,300	2,590	88.8	77	225	34.2
大正13年 3月	2,228	3,216	69.3	91	249	36.5
大正13年 4月	2,318	3,077	75.3	103	255	40.4
大正13年 5月	2,636	3,368	78.3	140	244	57.4
大正13年 6月	2,610	3,486	74.9	134	258	51.9
大正13年 7月	2,547	3,170	80.3	148	845	17.5
大正13年 8月	2,443	3,317	73.7	178	284	62.7
大正12年10月～ 大正13年8月	24,935	33,466	74.5	1,118	3,326	33.6

出典：前掲「我財界」, p. 844

#### b. 震災地以外の金融機関の被害

関東地方及び中央金融界と密接な関連を有していた地域や震災地に所在する本店銀行の支店銀行も震災に伴う甚大な被害を受けた。この点につき、日本銀行各支店の報告に基づいて概観する<sup>7)</sup> (括弧内は報告のあった日銀各地方支店)。

関東地方や中央金融市場と平素より密接な関連を有していた地方 (京都・松本・新潟・秋田・小樽支店) や、震災地の大銀行に預け金を有し、主要有価証券を預け入れていた地方銀行が多かった地方 (福島支店) では、各地元の一流銀行が万一に備えて貸出やコールの放出を控えて手元資金の充実に努めたため、地元一流銀行に資金調達を依存していた郡部銀行は資金調達難に直面し、日本銀行に借入を依頼するものが増加したり (新潟支店)、日本銀行の取引先銀行であっても震災地の大銀行に有価証券を預け入れていたために日本銀行からの借入を行う際に担

保が不足する事態が発生した（福島支店）。また、震災地域に本店を持つ各地の支店銀行は、本店の倒壊・焼失、取引先の被災に伴う貸出金の回収困難等から先行きの経営悪化が懸念されて預金取付に遭ったものが多く、本店との連絡杜絶のために資金繰りができなくなり臨時休業に追い込まれた支店銀行の事例（大阪・名古屋・京都支店）や、支店銀行の取付が地元銀行に波及した事例（大阪・名古屋・福島・広島支店）、震災の報をきっかけに平素の経営状態に安定を欠いていた地元銀行への取付が始まった事例（門司・岡山）などが報告されている。さらに、震災地ではないために「支払猶予令」の適用がなく為替交換戻りの回収を受けた地方銀行が苦境に陥ったり（金沢支店）、地元銀行が地元商人に対して売掛金の取立を厳しくし、それがきっかけとなって預金取付が誘発した事例（新潟・函館）も存在した。

しかし、震災地以外の地方は概して平穏であり、預金引出が殺到して混乱を引き起こす事態も発生しなかった。

## (2) 震災被害への対応と復旧、そのための資金調達

### a. 日本銀行の施策

#### (a) 支払猶予令

前述のように、東京市内の銀行は、震災直後よりほとんどが休業していた。これは、震災による人心の動揺と銀行取付の発生を考慮した措置であり、このために近隣諸県の銀行及び震災地銀行の地方支店も「資金調達ノ途杜絶シ金融ノ梗塞ハ全国ニ及バント」<sup>8)</sup>する状態が危惧された。9月3日午後、東京銀行集会所理事、東京手形交換所委員及び主要銀行代表は審査委善後策を協議し<sup>9)</sup>、休業銀行が開業するためには支払準備金の供給と支払請求の殺到を緩和する措置が必要であるとし、9月1日から1か月間のモラトリアムの施行と銀行営業所・焼失金庫所在地への軍隊の配置を政府に要請することに決した。同日、井上準之助蔵相の招致を受けたシンジケート銀行団がこの要望を受け入れ、井上蔵相もこの陳情に概ね同意し、9月4日の閣議に支払猶予令公布の件を提議、9月6日からの枢密院会議で説明にあたった。枢密院会議はこれを可決し、翌1923（大正12）年9月7日、「支払延期令」（大正12年9月7日勅令第404号）を緊急勅令で公布し、即日実施した。

「支払猶予令」の内容の骨子は、「大正十二年九月一日以前ニ発生シ同日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ於テ支払ヲ為スヘキ私法上ノ金銭債務ニシテ、債務者カ東京府、神奈川県、静岡県、埼玉県、千葉県及震災ノ影響ニ因リ経済上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地区ニ住所又ハ営業所ヲ有スルモノニ付テハ三十日間其ノ支払ヲ延期ス」（第一条）というものであり、震災地における債務の支払を30日間延期するモラトリアムである。これによって、銀行が預金取付に遭い支払停止に追い込まれることはなくなった。しかし、罹災者が所要の資金を支弁するためには銀行預金の支払いが必要であるため、「銀行ニ在リテハ給料及労銀ノ支払ノ為ニスル預金ノ支払及一日百円以下ノ預金ノ支払ハ延期シ得ザルコト」（第二条）とされた。さらに、「手形其ノ他に準スヘキ有価証券」の権利保存行為は、それを為すべき時期から30日以内に行うこ

とで効力を持つものとされた（第三条）。

「支払猶予令」の施行と後述する日本銀行の特別融資によって、銀行の開店に対する障害は除去された。「支払猶予令」公布前日の9月6日には東京銀行集会所及び東京組合銀行の主要銀行代表が日本興業銀行に会合し、被災銀行のできるだけ早い開業と被害のなかった本店銀行が9月8日から開業するよう勧誘することを決定し、「支払猶予令」が公布された9月7日には井上蔵相から日本銀行、朝鮮銀行などの主要銀行代表に対する「支払猶予令」についての説明があり、同日夕刻には日本銀行が大蔵省銀行局長及び関係銀行代表者に対して「業務を開始する銀行に対して日銀は能ふ限り援助」する方針を申し出た<sup>10)</sup>。さらに、9月8日には東京手形交換所組合銀行50行の代表者により、「支払猶予令」に定められた預金・給料等の支払資金として政府による無担保の資金融通を要望する決議が井上蔵相に提出され、これに対して、9月9日に政府は市中銀行の焼失金庫所在地及び開業店舗への軍隊の配置を行うとして市中銀行の早期開業を勧奨している。また、日本銀行も市中銀行の開業に向けた貸出限度の撤廃や担保品の範囲拡張、在外正貨の払い下げなどを決定したと報じられた<sup>11)</sup>。

このような民間銀行側の早期開業に向けた陳情と政府・日本銀行による開業支援の表明により、「支払猶予令」施行後の9月8日に、焼失を免れた日本興業銀行、横濱正金銀行、台湾銀行、日本勧業銀行、三菱銀行、住友銀行、明愛貯金銀行の7行が開店したのをはじめとして、以降、漸次銀行の開店が見られ、9月17、18日ごろまでには東京組合銀行のほとんどが開店し、横浜においては三井銀行他の支店銀行が25日から、地元銀行は28日より開店した。コール取引は15日に再開された。

「支払猶予令」の公布によって銀行の営業が再開されたが、開店後の預金引出は予想に反して少なく、9月15日時点での日本銀行の兌換銀行券発行高は8月末に比して5.7%（7,389万円）多い13億6,173万円であり、9月中旬には「第一次の金融危機は既に之を脱し得た」<sup>12)</sup>と考えられるようになった。「支払猶予令」の施行により銀行の債務である預金が取付にあって引き出され銀行が支払い停止になる危険性は払拭されたが、一方で銀行が保有する金銭債権を期間中に回収することも困難となった。特に、銀行が保有している罹災取引先発行手形の回収には著しい困難が予想された。9月19日に、東京手形交換所組合銀行は、「支払猶予令」はその目的の大部分を達成しているので期間延長の必要はなく、かえって支払猶予令施行地と施行地以外との間における手形取引などに障害を来すようになってきているとし、期間終了とともに撤廃するよう陳情することに決した。21日に井上蔵相を訪れてこれを陳情し、そのためには「支払猶予令」撤廃後の預金引出に応じられるように銀行の資力を充実させることが必要であるとし、震災地手形の日銀による再割引や不動産担保による資金融通の実行などを申し入れた。9月25日の大蔵省の省議で「支払猶予令」を施行期間終了とともに撤廃することが決定され、翌26日にこれが閣議決定され、27日に発表された。同時に、有価証券の権利保存行為期間を60日とし「支払猶予令」が定めた期間をさらに1か月間延長する「有価証券権利保存行為期間延長令（大正12年9月27日勅令第429号）」を公布施行した。

## (b) 震災手形割引損失補償令

前述のように、「支払猶予令」撤廃が議論されるに及び、撤廃後の金融機関の預金支払能力を担保する政策、特に銀行の貸出債権や割引手形を回収・現金化するために震災手形の再割引を銀行側が政府・日本銀行に対して要望するようになった。こうした震災手形に融通を与えるために日本銀行が震災手形を再割引するという施策の構想は、「支払猶予令」公布時から政府・日本銀行内にも存在したようで、当時の日本銀行理事深井英伍は「支払猶予令」公布に先立って井上蔵相と協議を行った際、そうした施策の必要性に言及し、「支払猶予令」とともに政府が日銀の損失補償を行う必要性を説いている<sup>13)</sup>。このような施策の要望を受け、政府は「銀行ノ保有スル震災地関係手形ヲ資金化スルノ道ヲ開キ、以テ銀行ニ資金ヲ給スルト共ニ手形関係人ニ支払能力回復ノ期間ヲ与へ」<sup>14)</sup>るため、「支払猶予令」の期限切れ直前の大正12年9月27日に「日本銀行震災手形割引損失補償令」（大正12年9月27日勅令第424号「日本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件」。以下「震災手形割引損失補償令」と略す）を公布し、即日施行した。

「震災手形割引損失補償令」の内容の骨子は、1923（大正12）年9月1日以前に銀行が割引した「震災地ヲ支払地トスル手形又ハ震災地ニ震災当時営業所ヲ有シタル者ノ振出シタル手形若ハ之ヲ支払人トスル手形」（第一条）等の震災地関係の手形、いわゆる震災手形を日本銀行が再割引し、これによって日本銀行に損失が生じた場合、政府が1億円を限度に損失補償を行う、というものである。すなわち、回収困難となった手形を所有する銀行に日本銀行が政府補償付きで特別融資（以下、「補償令特融」と略す）を行うことで、銀行資産の毀損を抑制し銀行の開店を促すための施策であった。震災手形の再割引期間は1924（大正13）年3月31日、再割引手形の手書換手形に対する再割引期間は1925（大正14）年9月30日までとされた。

政府補償を付けたのは、震災手形の割引を補償令特融により円滑に行うためには日銀の健全性を確保することが必要との認識が政府にあったものと推測される<sup>15)</sup>。また、政府補償の上限を1億円としたのは、当初政府は流通困難となる手形は約21億円、このうち、特に決済困難となり日本銀行に持ち込まれて再割引を要求されるものは約5億円、この20%にあたる1億円は回収不能となって日本銀行の損失となると予想していたためである<sup>16)</sup>。

実際の震災手形の割引についての詳細は後の節で述べるが、96行が震災手形の再割引を日本銀行に依頼し、日本銀行によって再割引された震災手形は割引期限の1924（大正13）年3月末時点で4億3,081万円に上り、このうちの49%にあたる2億680万円は1926年12月末時点でも未決済だった<sup>17)</sup>。さらに、この未決済の震災手形のうち50%近くが台湾銀行の持ち込みによるもので、震災手形の振出先の多くは第一次大戦後の反動恐慌以来業績が悪化していた鈴木商店をはじめとする、特定の銀行から固定的な融資を受けていた企業の債権が焦げ付いたものであった。すなわち、補償令特融によって再割引された震災手形の多くは震災以前から回収困難になっていた手形であり、実際に震災によって罹災した商工業者の救済に補償令特融がどれほどの効果があったのかは甚だ疑問である。

### (c) その他の日本銀行特別融資

日本銀行は、上記以外にも1924（大正13）年3月末までの時限付きとして特例的な臨機措置を講じ、市中への資金供給を行い金融梗塞の緩和を企図した。具体的には、1）日本銀行貸出利率を緩和する、2）貸出の際の担保価格を引き上げる、3）正規の担保を保有しない場合の貸出を認める、4）日本銀行と取引のない銀行に対する資金融通、5）焼損貨紙幣の引換、6）国債買入による資金供給、である。

このうち、3）の措置における信託譲渡方式<sup>18)</sup>を通じた資金融通額は、日銀各支店を通じた片倉製絲への融通を中心に350万円に上った。また、4）の措置によって臨時に日本銀行の取引先となり資金融通を受けた銀行は、日本興業銀行外の他127行に上り、5）の措置による焼損貨紙幣の引換高は、1923（大正12）年9月4日から1924（大正13）年9月20日までに29万7,066円46銭であった。6）の措置による国債買入額は、表2-9に示すように、国債市場が再開された9月27日までに諸団体保有分及び小口分をあわせて1,531万2,900円であった。

### b. その他中央政府による施策

日本銀行による施策以外にも政府は各種の資金供給策を講じて金融梗塞の打開を図った。特に罹災者の保有する不動産の資金化、各種組合等を通じた資金供給を行うことで、罹災者の居住の安定及び生業の回復を促進させることが焦眉の急であるとして、政府及び日本銀行は様々な経路を通じた資金供給の方策を実行した。

#### (a) 不動産金融援助資金

日本銀行は、罹災地域における金融機関の復興を支援するために不動産に対する融通を行う必要があるとの認識を持っていたが、規定により不動産を担保とした融通を直接行うことができないため、借入申込先を日本勧業銀行に紹介し、同行がこれに貸出を行う際にその資金を日本銀行が同行に供給することとした。また、日本勧業銀行が融資の承諾を下しながらも担保物件に対する登記などの手続きが未了で実際の貸付を受けられず、資金が特に急を要す事情のある先については、後日、日本勧業銀行よりの借入金振り当てて返金を為すことを了解の上、一時的に日本銀行が資金供給を行うこととした。

この措置を通じて1923（大正12）年9月7日から1925（大正14）年12月17日までの間に日本銀行が融通を承認したのは24行31件、総額1,939万5,000円に上った。このうち、依頼銀行が借入を撤回したり日本勧業銀行が自行資金で融通を行った金額が620万3,000円あり、都合1,319万2,000円が日本銀行から不動産担保融資として市中銀行に供給された。日本勧業銀行に供給された当座貸越残高は、1924（大正13）年7月末で1,295万2,000円に達し、以降、返済を受けて残高は減少し、1926（大正15）年4月1日に東京渡邊銀行の分434万円が返済され、完済された。

表2-9 国債買入先の諸団体分

国債買入日	国債買入先	国債額面(単位:円)
9月10日	協調会	102,000
9月12日	東京府	461,450
9月12日	宮内省	12,800,600
9月19日	済生会	400,000
9月28日	千葉県	1,069,675
10月5日	千葉県浦安市	2,650
11月1日	震災善後会	120,000
12月9日	東京慈恵会	271,625
合計		15,228,000

出典：前掲「我財界」, p. 778



また、資金が特に急を要する先に対して日本銀行が直接行った資金供給額は依頼銀行10行の合計で1,134万7,000円であり、このうち日本勧業銀行の借入金をもって振り当て返済がなされた額は878万4,000円、別途返済を受けた額が201万3,000円であった<sup>19)</sup>。

### (b) 預金部資金による工業その他の復興資金

政府が保有する預金部資金を放出し、日本興行銀行、日本勧業銀行、府県農工銀行などの銀行や各種組合を経由、あるいは府県市に直接貸し付けるなどして資金供給を行った。これらの資金融通の詳細は表2-10にまとめられている。

#### (b-1) 日本興行銀行経由の復興資金

日本興行銀行の本来の機能は各種工業資金の供給であるが、震災後の工業関係復旧資金需要に応えるため、同行を経由して「小商工業復旧復興資金」、「大工業救済資金」の2種類の資金を預金部資金より供給した。

このうち、「小商工業復旧復興資金」は、1923（大正12）年9月27日に大蔵省当局から「震災地ニ於ケル工業殊ニ深川、本所、東神奈川、川崎等ニ散在スル小工業ヲ復旧セシム」ため、日本興行銀行は預金部よりまず1,000万円の融通の承諾を得て「特別ノ機関ヲ設置シ」て貸付の敏速を図らしめることとし、興銀債券を預金部が引き受ける形で預金部資金総計1,500万円が融通された。このうち、83万9,000円は中小商業資金である。融通利率は1,300万円分が年7分、200万円分が年6分6厘である。また、このほかに同行が自行資金で小工業復興援助のために361万1,000円を支出しており、預金部資金とあわせて、同行の小商工業向け融資額は1,861万1,000円に上った。貸出利率は年7分8厘から8分5厘で普通は8分5厘、貸出期間は概ね5か年で最短1年、最長10年であった。

融通状況は、1923（大正12）年10月に取扱が開始されて以来「申込殺到」したが、担保物となる工場財団の調査や不動産価格の査定等のため、融通の決定までには「相当ノ日数ヲ要シ必ずシモ申込者ノ希望スル如キ迅速ナル取扱ヲ為シ得」なかった。

「大工業資金」は、上記「小商工業復旧復興資金」の援助対象となった深川、本所等の小工業地域以外の地域における、比較的大規模の工業の復旧のために預金部から支出された資金である。これについて大蔵省当局は、日本興業銀行の「本来ノ機能ヲ發揮シテ之カ資金融通ニ努メシムヘク政府ハ之ニ対シテ預金部資金ヲ以テ極力援助ヲ与」えることとした。預金部資金から1,200万円、同行の自行資金から1,589万5,000円、総計2,789万5,000円の支出が行われた。預金部資金からの1,200万円は年7分5厘の融通利率で1923（大正12）年12月末及び1924（大正13）年1月11日に同行に交付され、同行はこれを年6分から9分5厘、普通年8分5厘の利率をもって、概ね5か年、最短で3か月の期間で貸出、1927（昭和2）年10月に期限前償還した。

しかし、日本興行銀行が預金部資金の融通を受け、それをさらに融資するという資金融通方法が採られた結果、「此等大小工業ニ対スル融通ニ付キ全責任ヲ負担セザルベカラザリシヲ以テ貸出ノ手心ヲ充分緩和スルコト容易」ではなかった。具体的には、日本興行銀行は融通を受けた預金部資金を融資する際に、1) 回収を確実にするために工場、土地、社債、株式等の担保を徴求、2) 震災前3～4年間の事業成績、販路及び同業者間の信用の確実性、及び熟練工の雇用していることや震災復旧関連製品を生産していることを要求し、3) 震災前の取引銀行の中で有力な銀行の融資保証を要求するケースがある、4) 小工業融資においては事業者間で信用のあるものが組織した同業組合が貸付金の分配や用途について責任を負う場合に便宜を図る、などの厳しい条件を課して自行のリスクテイクの抑制を図った。このため、同行を経由した復興資金供給は、罹災者の居住の安定及び生業の回復といった「所期ノ如キ成果ヲ収メ得ルヤ疑問ナリ」と言わざるを得ない面があることを否定できない<sup>20)</sup>。

#### (b-2) 日本勧業銀行及び罹災地農工銀行経由の復興資金

日本勧業銀行を通じた預金部資金は、罹災地における住宅、店舗、倉庫等の応急的建設・修繕資金や、商業・産業復興における当面急要の資金に限り、不動産担保を徴求した小口貸出を優先した貸出を行った。貸出額はの内訳は表2-10のとおりである。日本勧業銀行に融通された資金5,426万3,000円のうち、建築及産業復興資金4,100万円は同行の直接貸付や罹災地農工銀行を経由して貸し出され、1,326万3,000円は各種組合に貸し出された。

また、建築及産業復興資金のうち1,292万円は罹災地の農工銀行を経由して貸し出された。これは、東京府、神奈川、千葉及び埼玉県の農工銀行の陳情により預金部資金600万円が融通されたもので、うち500万円は罹災地農工銀行の代理貸の方法によって市町村の公共団体や各種組合等に融資された。公共団体及び各種組合に対しては無担保の信用貸、その他の先に対しては不動産担保を徴求した。残り100万円は農工銀行債券引受の方法によって供給され、バラック建築等のための小口資金として10人の連帯保証による信用貸の形態を取って貸し出された<sup>21)</sup>。

表 2-10 預金部資金の融通額（単位：千円）

融通先	資金用途	普通資金によるもの			復興債券収入金によるもの			総計		
		予定額	融通済額	融資実 行率(%)	予定額	融通済額	融資実 行率(%)	予定額	融通済額	融資実 行率(%)
日本興業銀行	小商工業復旧復興資金	13,000	13,000	100.0	2,000	2,000	100.0	15,000	15,000	100.0
	大工業救済資金	12,000	12,000	100.0				12,000	12,000	100.0
日本勸業銀行	建築及産業復興資金(合計)	41,000	41,000	100.0	6,400	5,900	92.2	47,400	46,900	98.9
	うち勸業銀行直接貸	30,000	30,000	100.0	4,330	3,980	91.9	34,330	33,980	99.0
	うち農工銀行代理貸	9,700	9,700	100.0	1,910	1,775	92.9	11,610	11,475	98.8
	うち農工銀行直接貸	1,300	1,300	100.0	160	145	90.6	1,460	1,445	99.0
	産業組合各種組合復興資金	5,400	5,363	99.3	1,000	500	50.0	6,400	5,863	91.6
	帝都医師信用購買利用組合				1,000			1,000		
	横濱復興信用組合				2,400	1,000	41.7	2,400	1,000	41.7
	東京医師建築信用購買利用組合				300			300		
日本絹業組合				500	500	100.0	500	500	100.0	
府県市	公共団体応急資金	33,937	33,937	100.0				33,937	33,937	100.0
	横浜市復興資金	17,408	12,800	73.5				17,408	12,800	73.5
	東京市復興資金	27,852	27,852	100.0				27,852	27,852	100.0
	罹災地公営住宅資金				1,000			1,000		
	滝野川町外二町小学校建築資金				400	400	100.0	400	400	100.0
	日暮里町小学校復旧及区画整理				350			350		
	横須賀市住宅資金				900			900		
	復興建築株式会社				1,000			1,000		
木造店舗及店舗向住宅建築資金				900			900			
総計		150,597	145,952	96.9	18,150	10,300	56.7	168,747	156,252	92.6
	うち日本興業銀行への融通	25,000	25,000	100.0	2,000	2,000	100.0	27,000	27,000	100.0
	うち日本勸業銀行への融通	46,400	46,363	99.9	11,600	7,900	68.1	58,000	54,263	93.6
	うち府県市への直接融通	79,197	74,589	94.2	4,550	400	8.8	83,747	74,989	89.5

出典：前掲「我財界」, p. 786

### (c) その他の政府・日本銀行による資金供給

#### (c-1) 製糸金融への資金援助

震災によって生糸輸出の主要港である横浜が大きな損害を被り、在横浜の倉庫内あるいは横浜に輸送中の生糸が大量に焼失したため、生糸輸出とそれに伴う貿易・製糸金融は大きな打撃を受けることとなった。焼失した生糸は、金額にして6,116万7,000円に上った<sup>22)</sup>。焼失した生糸の損害については、問屋、製糸家、輸出商、銀行の三者がそれぞれ協定を締結し、製糸家はその多くを負担することとして処理したが、在横浜の生糸問屋は店舗等の資産に加え本来製糸家が負担すべき損失までも負担することになり、問屋の資産状態は急速に悪化し前貸金の未回収と問屋を通じた製糸金融の梗塞が懸念されることとなった。このため、政府は預金部資金1,000万円を利率年5分、期間1年で横濱正金銀行に指定預金として預け入れ、これに同行の自行資金1,700～1,800万円を加えた合計2,700～2,800万円を同行が前貸金として放出した。

また、日本銀行は製糸金融の疎通と、製糸金融と密接な関わりを持つ地方における金融梗塞を緩和するため、1923（大正12）年9月20日に横濱正金銀行と協定を締結した。これは、横濱正金銀行が生糸問屋に対して発行する信用状に基づいて製糸家が振り出した生糸荷為替を地方銀行が割り引いた場合、日本銀行が生糸荷為替手形の再割引に応じるものであり、生糸荷為替手形を割り引いた地方銀行に日本銀行が資金を供与し、地方金融の緩和を図った措置である。同年9月24日から同年10月4日までの在横浜生糸問屋より発行の申し込みを受けた内地荷為替信用状は、申込問屋数25、金額は7,263万1,200円に上った。1923（大正12）年9月23日から1924（大正13）年4月中旬の間に日本銀行本店及び製糸金融の拠点である松本・福島支店が再割

引した生糸荷為替手形は合計で2,274万6,330円に達したが、1924（大正13）年4月中旬以降は新規の再割引依頼がなく、以降、日本銀行は震災前の方針に従った製糸資金の融通に復した。

### （c-2）証券市場復興資金及び社債償還資金の融通

震災に伴う有価証券価格の下落により、東京株式取引所の取引員は大きな損害を被ったため、東京株式取引所は清算取引整理資金600万円と取引員復興資金686万6,000円の長期貸出を行うことに決し、これに対して日本興行銀行がこの資金を融通し、日本銀行が日本興行銀行に対し686万6,000円を期間1年で融通することとなった。この資金融通は1923（大正12）年11月7日に実行され、日本銀行は1924（大正13）年7月17日に全額を回収したが、取引所から日本興行銀行への返済は完了しなかったため、日本銀行から日本興行銀行への特別融通の期限はその後3回更新され、1929（昭和2）年10月末日まで延長された。

また、震災後の1923（大正12）年9月～12月に償還期が到来する主要事業会社の社債が5,700万円余に上ると思われたが、償還資金の調達が困難となった事業会社が、取引先銀行及び日本勧業銀行、日本興行銀行に資金供給を要請した。これに対して、日本銀行は事業会社関係資金の取扱について震災後の財界の動揺を抑止するための一時的な措置として、これらの諸銀行に特別融通を行うことに決した。1923（大正12）年11月より3,350万円の融通が実行され、1924（大正13）年7月2日までに全額回収された。

### （c-3）貿易資金の融通

震災前後の内地における貿易状況は、表2-11のとおりである。1923（大正12）年に入り出超から入超に転じ、毎月2,000万から1億円近い入超額を計上していた。震災時に輸出入ともに貿易額が大きく落ち込み、通常の貿易額の半分程度となったが、特に震災の直接的な被害を受けた横浜港の輸出入額は平素の10%程度以下と大きく落ち込んだ。震災後の1923（大正12）年10月には貿易額は平常に復した感があるが、1924（大正13）年1月～3月は前年同月比で2～3倍の大幅な入超額を記録した。これは、震災に伴って生活必需品や復興資材を国内供給だけで賄うことが困難となったため、生活必需品及び復興資材、機械等の輸入税を1924（大正13）年3月31日まで免除するという輸入品に対する課税を減免した措置<sup>23</sup>に対応して輸入が増えたことによる。

また、表2-11に示すように、震災前には全38港の輸出額に占める横浜港の輸出額のシェアは50%を越えていたが、震災後には神戸港と大阪港に逆転され34%程度のシェアに低落した。これは、震災復興における横浜港の再建の遅れなどの影響もあるが、横浜港の主要輸出品目である生糸が震災で大きな被害を受け、かつ、横浜の生糸売込問屋が震災によって甚大な打撃を受けて製糸金融機能が麻痺したことに加え、福島・長野・上州以外の関西圏において大製糸会社が育ちつつあり、また、阪神の金融市場が製糸金融市場としての発展を見つつあったこともあり、神戸港が生糸輸出港として以降重要な地位を占めるに至った点を指摘すべきと考える。

表2-11 月別港湾別の輸出入額

単位:千円	輸出					輸入					貿易収支
	38港合計 (A)	横濱港 (B)	神戸港・ 大阪港 (C)	(B)/(A) (%)	(C)/(A) (%)	38港合計 (A)	横濱港 (B)	神戸港・大 阪港(C)	(B)/(A) (%)	(C)/(A) (%)	
大正11年10月	161,939	96,490	52,312	59.6	32.3	106,686	42,469	51,365	39.8	48.1	55,253
大正11年11月	140,472	76,587	51,426	54.5	36.6	116,875	40,184	61,264	34.4	52.4	23,597
大正11年12月	158,446	86,632	57,698	54.7	36.4	144,159	51,606	72,781	35.8	50.5	14,287
大正12年1月	95,311	42,687	45,532	44.8	47.8	149,528	44,151	82,149	29.5	54.9	-54,217
大正12年2月	122,921	70,966	44,346	57.7	36.1	156,287	44,957	89,336	28.8	57.2	-33,366
大正12年3月	121,385	54,504	58,194	44.9	47.9	199,641	60,471	112,357	30.3	56.3	-78,256
大正12年4月	150,022	84,030	54,999	56.0	36.7	189,603	60,930	96,628	32.1	51.0	-39,581
大正12年5月	144,643	55,679	49,445	38.5	34.2	203,419	67,039	105,816	33.0	52.0	-58,776
大正12年6月	109,607	56,599	42,330	51.6	38.6	209,459	65,318	116,742	31.2	55.7	-99,852
大正12年7月	119,617	65,967	43,235	55.1	36.1	161,354	52,162	90,541	32.3	56.1	-41,737
大正12年8月	136,177	78,907	46,180	57.9	33.9	156,511	54,214	85,967	34.6	54.9	-20,334
大正12年9月	74,806	7,989	55,226	10.7	73.8	79,391	2,005	63,448	2.5	79.9	-4,585
大正12年10月	136,837	42,754	80,927	31.2	59.1	142,908	14,752	102,547	10.3	71.8	-6,071
大正12年11月	119,895	36,943	69,917	30.8	58.3	156,659	13,944	122,008	8.9	77.9	-36,764
大正12年12月	146,525	71,580	63,545	48.9	43.4	177,465	35,309	117,658	19.9	66.3	-30,940
大正13年1月	110,735	40,425	62,790	36.5	56.7	214,217	43,819	133,616	20.5	62.4	-103,482
大正13年2月	105,365	32,605	63,921	30.9	60.7	294,053	67,197	181,699	22.9	61.8	-188,688
大正13年3月	120,456	34,362	76,684	28.5	63.7	311,427	85,036	172,908	27.3	55.5	-190,971
大正13年4月	148,576	42,906	94,074	28.9	63.3	247,612	68,673	143,785	27.7	58.1	-99,036
大正13年5月	177,409	65,341	98,309	36.8	55.4	225,598	59,281	134,327	26.3	59.5	-48,189
大正13年6月	145,582	45,918	84,108	31.5	57.8	179,151	46,816	106,968	26.1	59.7	-33,569
大正13年7月	137,036	41,278	81,839	30.1	59.7	155,542	38,336	88,246	24.6	56.7	-18,506
大正13年8月	176,976	69,262	94,250	39.1	53.3	143,286	37,941	89,667	26.5	62.6	33,690
大正13年9月	158,686	70,759	76,130	44.6	48.0	142,431	41,686	83,168	29.3	58.4	16,255
大正13年10月	162,849	69,638	78,942	42.8	48.5	159,737	44,767	92,047	28.0	57.6	3,112
大正13年11月	182,947	79,709	86,141	43.6	47.1	193,150	48,696	118,241	25.2	61.2	-10,203
大正13年12月	180,412	80,073	85,479	44.4	47.4	187,191	53,595	105,115	28.6	56.2	-6,779
大正11年10月 ～大正12年8月	1,460,540	769,048	545,697	52.7	37.4	1,793,522	583,501	964,946	32.5	53.8	-332,982
大正12年10月 ～大正13年8月	1,525,392	523,374	870,364	34.3	57.1	2,247,918	511,104	1,393,429	22.7	62.0	-722,526

出典：前掲「我財界」, p. 803

表2-12に在外正貨の推移を示した。震災前に日本銀行が保有していた在外正貨は、1919（大正8）年末には大戦時の輸出超過を反映して13億4,300万円に達していたが、その後、貿易状況が赤字基調で推移する中で徐々に減り、震災直前の1923（大正12）年8月末には5億7,400万円にまで減少していた。

震災によって為替銀行は海外支店における預金引出等にあつて手元資金の窮迫に直面した。例えば、横濱正金銀行ニューヨーク支店は9月4日に資金繰り困難を同行大阪支店及び神戸支店に訴え、7日には同行大阪支店より日本銀行大阪支店に日本銀行の資金援助の申請がなされた。これに対して、日本銀行は政府当局等とも協議の上で日本銀行の資金より米貨3,000万ドルを正金銀行に売却することとし、10月13日までにこれを実行した。しかし、ニューヨークではさらなる資金不足に陥り、政府・日銀は11月3日までに米貨1,500万ドルを追加で払い下げた。正金銀行はこの後も資金不足に苦しみ、12月までに政府・日銀併せて米貨3,500万ドルを追加して払い下げるなどした。このようにして横濱正金銀行に対して1923（大正12）年末までに米貨7,600万ドルと英貨100万ポンド、邦貨換算額1億6,429万円の在外正貨が払い下げられることになった。また、横濱正金銀行だけでなく、台湾銀行、朝鮮銀行などの外地銀行をはじめ、三井、三菱などの民間の為替銀行に対しても在外正貨の払い下げが行われ、1923（大正12）年末まで

に合計で2億4,546万円の在外正貨が払い下げられることになり（横濱正金銀行に対するものは）、1920（大正9）年以来減少を続けてきた在外正貨はさらに減少の度を速め、この期間中に1億3,000万円余、約22%も減少し、1923（大正12）年末の残高合計は4億4,450万円となった。

表2-12 在外正貨高の推移

単位:千円	政府保有	日本銀行 保有	合計	減少額	減少率 (%)
大正11年12月	516,148	99,335	615,483		
大正12年6月	488,593	100,761	589,354	26,129	-4.2
大正12年8月	479,262	95,620	574,882	14,472	-2.5
大正12年12月	374,672	69,827	444,499	130,383	-22.7
大正13年3月	392,446	10,745	403,191	41,308	-9.3

出典：日本銀行、『日本銀行百年史』第3巻, p. 84, 表2-5

こうした在外正貨の急速な減少に対し、政府は危機感を強めた。1925（大正14）年末に支払期限が到来する外国債償還資金などが合計して約2億9,000万円あるため、1923（大正12）年末の在外正貨の正味残高は約1億5,000万円程度と考えられ、在外正貨の枯渇が強く懸念されることとなった。そこで、政府は1923（大正12）年12月6日に、輸入は輸出で賄える金額にとどめ、原則として在外正貨の払い下げを行わない旨を為替銀行に通達した。これに反応して為替市場では、1923（大正12）年11月中は金平価に近い1円=48ドル台であったが、1924（大正13）年1月中旬には44ドル1/2まで円安が進行した。このため、山本内閣から清浦内閣に代わった政府は、1924（大正13）年1月16日に、「絶対必需品ニノミ輸入信用状ヲ発行セシムルト共ニ必要欠クベカラザルモノノ輸入ニ対シテハ正貨払下ヲ行フベキ旨」<sup>24)</sup>を表明し、正貨払い下げを再開し、同年3月18日に原則中止した。この間の在外正貨の払下高の推移を表2-13に、銀行別の在外正貨払下高を表2-14に示した。

表2-13 震災より大正13年3月までの在外正貨払い下げ高

	米貨(千ドル)			英貨(千ポンド)		
	政府勘定 分	日本銀行 勘定分	合計	政府勘定 分	日本銀行 勘定分	合計
大正12年9月	6,000	15,700	21,700			0
大正12年10月	1,000	29,550	30,550		1,000	1,000
大正12年11月	17,000	10,000	27,000			0
大正12年12月	23,000	10,400	33,400	700		700
大正13年1月	12,600		12,600		8,160	8,160
大正13年2月			0	4,390	1,295	5,685
大正13年3月	32,400		32,400	1,440	350	1,790
総計	92,000	65,650	157,650	6,530	10,805	17,335

出典：前掲「我財界」, p. 806

表 2-14 震災より大正13年3月末までの在外正貨払い下げ高（銀行別）

	米貨(千ドル)		英貨(千ポンド)	
	払い下げ高	シェア	払い下げ高	シェア
横濱正金	109,050	69.2	12,440	71.8
台湾	25,450	16.1	3,540	20.4
朝鮮	3,000	1.9		0.0
日本興業	600	0.4	15	0.1
三井	8,100	5.1	350	2.0
三菱	5,500	3.5	230	1.3
住友	4,500	2.9	700	4.0
第百	350	0.2	60	0.3
安田	600	0.4		0.0
インターナショナル	500	0.3		0.0
合計	157,650		17,335	
うち政府勘定分	92,000		6,530	
うち日本銀行勘定分	65,650		10,805	

出典：前掲「我財界」, p. 806

この後、為替相場は円安方向で推移し、4月には40ドルに低下した。1924（大正13）年6月に成立した加藤高明内閣では浜口蔵相の下で緊縮財政が推し進められたため、1924（大正13）年末には38ドル台に低落し、為替投機などもあって40～41ドルの水準まで戻して越年した。政府は、在外正貨の不足に対処するため、1925（大正14）年末に内地正貨の現送を再開したが、これが政府の旧平価による金解禁政策の一環と見なされ、投機によって円為替が急騰したため、1926（大正15）年2月に内地正貨現送を再禁止した。しかし、これが旧平価解禁の投機思惑をさらに醸成することになり、円為替は投機による急激な変動を示すようになり、貿易関係業者などを中心に円為替の安定のため金解禁即時断行論が主流を形成するに至った<sup>25)</sup>。

### c. 生命保険・火災保険金支払問題

#### (a) 生命保険の支払

震災被害に対する生命保険の支払いについては、1923（大正12）年9月10日に生命保険協会加盟会社が総会を開き、被災者に対する完全かつ迅速な保険金の支払いと、日本銀行に支払資金の融通を仰ぐことを決し、日本銀行との協議の結果、9月22日に生命保険会社への特別有通取扱を決定した。内容は、1）融資はなるべく日本銀行の取引先銀行を通じて行う、2）担保価格は市中銀行に融資する場合の担保価格の95%とする、3）融通期間は融資実行から60日以内とする、であった。

保険協会では、震災による保険金支払額は保険証券担保貸付や解約支払いなどを含めても5,000万円程度と予想していた。これは、震災による死亡者には老幼婦女が多く、保険加入者自体がそれほど多くないと見込まれたからである。生命保険協会加盟36社が1923（大正12）年9月22日から1924（大正13）年8月末までに実際に支払った死亡保険金額は5,617件・706万円、被災区域内の解約返戻金は1万1,650件・172万円、同保険証券担保貸付金は2万1,954件・601万円の合計1,479万円であり、予想をはるかに下回った。そのため、日本銀行から生命保険支払資金の融通を受けたのは3社50万円に過ぎなかった。

## (b) 火災保険支払問題

損害保険会社が提供している火災保険について、震災による罹災契約高は大日本聯合火災保険協会の発表では18億8,700万円であった。うち同協会加盟の内国保険会社の罹災契約高は32社で14億3,100万円であり、これらの会社の正味資産は震災時点で2億3,450万円であった。

火災保険の支払いについては<sup>26)</sup>、当時の火災保険普通保険約款には「原因ノ直接ナルト間接ナルトヲ問ハズ地震又ハ噴火ノ為メニ生ジタル火災及其延焼其他ノ損害」については保険会社は保険金支払いの責任を負わない旨が明記されており、震災による火災被害に対して保険会社は保険金を支払う必要はなかった。しかし、1923（大正12）年9月11日に内閣書記官長の「今回の如き大災害に対しては、（保険）会社としても、法律一点張りで居るべきではない。」との談話が発表され、これを受けた山本首相の告諭にも保険会社の「犠牲ノ精神」を期待する一節があり、保険金支払いを要求する世論が高まっていった。

これに対して損害保険業界は世論に応えるため、9月30日に大日本聯合火災保険協会加盟の保険会社が会同し、1) 事業存続の基礎を危うくしない範囲において資力の許す限りの犠牲を提供すること、2) 各社の存続に必要な援助を政府に仰ぐことの2点を決議した。しかし、犠牲の提供の範囲や政府借入金に対する責任の所在について関東側保険会社と関西側保険会社が対立し、12月5日に関東側の意見に沿った「保険会社に対する貸付金に関する法律案」「保険金貸付公債法案」が閣議決定された。この要点は、1) 保険会社が罹災契約高の1割に相当する金額を見舞金として任意出捐する場合、政府は出捐に必要な資金を保険会社に年利2%で貸し付ける、2) 政府は貸付金を賄うために1億8,000万円を限度として公債を発行する、というものである。

この法案は臨時議会で審議未了となり、山本内閣の総辞職によって清浦内閣に引き継がれたが、この間に保険金請求運動が激化したため、1924（大正13）年4月14日に勅令第84号「保険会社ニ対スル助成金ノ交付ニ関スル件」として交付・施行された。内容は、1) 保険会社に小口の契約者に対して一律に罹災契約高の1割を出捐させ、大口の契約者に対しては逆累進により出捐させる、2) 保険会社への貸付金額は政府が国庫剰余金から8,000万円を限度として責任支出し、年率4%、償還年限は最長50年とする、というものである。4月19日には農商務省令第6号「大正十三年勅令第八十四ニ依ル助成金ニ関スル件」が公布・施行され、各保険会社は5月5日から見舞金の支払いを開始した。

助成金の交付を受けた保険会社は33社で、出捐金額は7,141万9,000円、うち6,355万8,000円が政府による助成金によるものであった。助成金の交付を受けなかった保険会社は5社であり、出捐金額は328万8,000円であった。総計7,470万7,000円が見舞金として出捐された。損害保険会社各社の罹災契約高、出捐金、助成金等の内訳は表2-15に記載した。



表 2-15 損害保険会社の罹災契約高、出捐金、助成金等（単位：千円）

日本火災保険連合会協定会社・社名	払込資本金額	罹災契約高(A)	出捐金・助成金				罹災契約高に対する出捐額の比率(B/A)(%)	助成金返済				助成金に対する納付額の比率(D/C)
			出捐額合計(B)	自力出捐額	助成金額(C)	助成金比率(C/B)(%)		据置期間(年)	償還期間(年)	毎年納付額	納付金総額(D)	
日本火災	4,000	118,397	6,068	520	5,548	91.43	5.13	3	30	360	10,810	1.95
日本海上	2,650	17,979	1,067	142	925	86.69	5.93	2.8	11	117	1,290	1.39
帝国火災	2,500	56,593	3,597	628	2,969	82.54	6.36	1	49	117	7,079	2.38
朝日海上	2,500	13,197	971	96	875	90.11	7.36	3	33	54	1,789	2.04
大阪海上火災	2,790	50,553	3,181	345	2,836	89.15	6.29	3.3	39	164	6,406	2.26
京都火災	1,250	1,418	88	9	79	89.77	6.21	3	5	20	100	1.27
共同火災	2,500	101,489	4,558	449	4,109	90.15	4.49	0	50	191	9,511	2.31
神戸海上運送火災	3,750	51,400	3,448	331	3,117	90.40	6.71	3	25	222	5,566	1.79
新日本火災海上	1,250	19,147	1,047	133	914	87.30	5.47	1	49	44	2,180	2.39
神国海上火災	1,500	149	8	8			5.37					
大正海上火災	1,250	37,102	1,656	107	1,549	93.54	4.46	3	38	89	3,415	2.20
大福海上火災	1,250	8,537	502	59	443	88.25	5.88	3	24	32	784	1.77
大洋火災	1,250	16,126	615	114	501	81.46	3.81	2.6	35	29	1,037	2.07
大北火災	1,000	1,007	93	32	61	65.59	9.24	3.3	5	15	77	1.26
太平洋海上火災	1,250	4,268	230	27	203	88.26	5.39	4.11	27	15	407	2.00
太平火災海上	1,250	38,494	1,005	221	784	78.01	2.61	3	47	41	1,967	2.51
第一火災海上	1,250	9,547	621	78	543	87.44	6.50	3	31	34	1,075	1.98
千代田火災	2,500	94,495	3,495	460	3,035	86.84	3.70	0.6	50	138	6,922	2.28
中央火災傷害	1,250	6,469	450	85	365	81.11	6.96	5	45	21	963	2.64
帝国海上運送火災	2,500	36,060	1,901	231	1,670	87.85	5.27	3.3	35	101	3,553	2.13
東京火災	2,500	122,996	6,812	730	6,082	89.28	5.54	0.6	50	277	13,869	2.28
東京海上火災	30,000	35,819	3,084	3,084			8.61					
東神火災	1,250	29,613	1,076	268	808	75.09	3.63	1	49	39	1,926	2.38
東邦火災	1,250	30,541	849	203	646	76.09	2.78	3	47	34	1,622	2.51
東洋火災海上再	1,250	323	15	15			4.64					
東洋海上	750	7,382	458	58	400	87.34	6.20	3	11	51	564	1.41
富国火災海上	500	2,535	178	19	159	89.33	7.02	2.6	31	9	309	1.94
扶桑海上火災	2,500	21,526	983	63	920	93.59	4.57	3	18	81	1,471	1.60
福寿火災	500	32,867	1,554	304	1,250	80.44	4.73	1	49	60	2,980	2.38
豊国火災	750	47,493	2,641	386	2,255	85.38	5.56	0	50	104	5,207	2.31
三菱海上火災	1,250	56,389	2,560	155	2,405	93.95	4.54	2.1	47	127	5,998	2.49
明治火災	3,250	156,747	8,837	785	8,052	91.12	5.64	3	44	440	19,370	2.41
横浜火災海上	3,125	124,706	7,391	615	6,776	91.68	5.93	0	50	314	15,746	2.32
大成火災海上	1,250	431	43	43			9.98					
東京動産火災	500	29,028	880	12	868	98.64	3.03	2.1	47	46	2,162	2.49
日本簡易火災	250	26,363	0									
日本共立火災	1,300	51,230	1,546	282	1,271	82.21	3.02	2.6	43	68	2,956	2.33
日本動産火災	250	39,175	1,341	213	1,128	84.12	3.42	2.1	47	59	2,813	2.49
合計平均	2,418	1,497,591 39,410	74,849 1,970	11,310	63,546	84.90	5.00	2.34	36.70	106.45	3,513 141,924	2.12

出典：商工省『保険年鑑』大正15年版及び日本火災海上保険株式会社『日本火災海上保険株式会社百年史』P. 115（なお、表中の斜体の数値は安田火災海上保険株式会社『安田火災百年史』P. 107より引用した）

これによると、損害保険会社各社は平均で罹災契約高14億9,760万円余の約5%にあたる7,485万円余を見舞金として出捐し、うち助成金の交付を受けた保険会社は交付された助成金6,355円余を平均で2年余据え置いた上で、36年余の年賦により最終的に助成金の2.12倍にあたる1億4,192円余を返済している。

こうした助成金の返済は震災による直接の被害とともに損害保険会社の経営にとって大きな負担となったと考えられる。

## 2 復興資金の調達状況と諸問題

### (1) 政府予算<sup>27)</sup>

#### a. 中央政府予算 公債発行

##### (a) 中央財政と震災対策

中央政府の一般会計歳出は、大正11年度において14億2,900万円に上っていた。震災に際して中央政府が行った財政上の対策は、1) 応急復旧復興等の諸事業、2) 地方事業の助成、3) 保険会社の助成、4) 租税の減免及び徴収猶予、の4項目に分類して考察することができる。

以下、支出を伴う施策の概要と資金の調達先について述べ、租税の減免・徴収猶予について触れる。

##### (a-1) 応急復旧復興等の諸事業

応急復旧復興等の諸事業とは、1) 被災施設の応急処置等に関する支出、2) 被災地域・産業分野における復旧事業に関する支出に分類される。1) 被災施設の応急処置等に関する支出の内訳は、官衙その他の応急費や電信電話等応急費、応急救護費などであり、大正12年度に1億3,875万円余、大正13年度に2,041万円余、総計1億5,916万円余が支出された。応急復旧復興等の諸事業に対する支出は、急を要する案件のため「議会招集ノ時日ヲ許サズ」<sup>28)</sup>支出を行うために、その大部分については、折から国庫に蓄積されてあった剰余金を財源とし、「臨時予算外の支出」として支出された。この額は大正12年度については同年中の支出の約96%にあたる1億3,824万円余、大正13年度には約82%にあたる1,666万円余に上り、総計では1億4,990万円余、応急復旧復興事業支出の約94%を占めた。

中央政府の財政は、1914（大正3）年以降の第一次世界大戦に伴う好況期に著しく膨張し、大正3年度には6億4,800万円余であった一般会計歳出額は、大正10年度には14億8,900万円余まで増加した。その過程で中央政府の剰余金も急激に蓄積されていった。応急復旧費の太宗は、この剰余金から支出されることとなった。

##### (a-2) 復旧事業・復興事業

罹災地における復旧事業は、国が主体となって行った事業と地方自治体が主体となって行った事業とに大別できる。

国が主体となって行ったのは、罹災官衙・学校の復旧、港湾の修繕、河川改修、電信電話の復旧、鉄道線路その他の復旧である。このような中央政府の行った復旧事業への支出は、昭和5年度までの一般会計で3億3,217万円余、帝国鉄道会計で8,721万円余、合計4億1,938万円余に上った。

一方、中央政府が行った復興事業は、街路・公園・運河等の復興、土地区画整理などが主体であり、復興費として昭和5年度までに3億4,083万円余が支出された。また、復興事業関係の

事務を取り扱う機関として内務省に復興局が創設され、復興局経費として昭和5年度までに2,069万円余が支出された。中央政府が復興事業に投じた資金は、昭和5年度までの総計で3億6,153万円余に上った。

### (a-3) 地方事業の助成、保険会社の助成

地方自治体が行う震災応急・復旧復興事業を支援するため、中央政府は事業資金の貸付や事業費の補助、事業費調達のために起債された地方債の利子補給などの手当てを行った。昭和5年度までの事業資金貸付金額は1億7,650万円余、事業費補助額は2億721万円余、地方債の利子補給額は2,765万円余、合計で4億1,137万円余に上った。

保険会社の助成は、前節で述べたように、火災保険会社が契約者に見舞金を出捐する歳の助成金として、大正13年度において6,358万円余を政府予算から支出したものである。

以上の中央政府の財政支出をまとめたものが表2-16である。中央政府の震災対策関連支出は、昭和5年度までの合計で14億1,500万円余に上る。復旧事業、復興事業、地方助成の全体に占める比率は平均して20~30%程度ずつで、1930（昭和5）年の段階で復旧事業の一般会計支出が全体の50%を超えていることや、地方事業への補助金の比率が昭和期以降20%以上で安定的に推移している点などが注目される<sup>29)</sup>。震災関連支出は昭和5年には前年を大きく下回り、震災復旧・復興事業はこの年で一応終了したと見ることができるが、震災以降8年度にわたる多額の予算支出が中央財政に大きな影響を与えたことは否めない。次の節で、震災関連支出の調達先について述べ、震災がその後の財政運営に与えた影響をより詳細に検討する。

表2-16 中央政府の震災対策財政支出額（単位：千円）

震災対策に伴う支出	大正12年度	大正13年度	大正14年度	昭和1年度	昭和2年度	昭和3年度	昭和4年度	昭和5年度	合計
応急施設	138,751	20,412							159,163
予算による支出	5,509	3,750							9,259
臨時予算外の支出	133,242	16,662							149,904
復旧事業	9,477	96,165	77,736	70,554	49,516	44,410	46,959	24,567	419,384
一般合計	5,018	66,788	58,125	54,534	40,553	39,055	43,531	24,567	332,171
帝国鉄道会計	4,459	29,377	19,611	16,020	8,963	5,355	3,428	0	87,213
復興事業	4,325	48,919	69,769	51,440	66,716	67,714	43,214	9,427	361,524
復興費	3,431	45,464	66,379	47,848	63,198	64,827	40,639	9,050	340,836
復興局経費	894	3,455	3,390	3,592	3,518	2,887	2,575	377	20,688
地方事業の助成	24,066	50,344	63,871	48,366	79,476	92,965	39,522	12,769	411,379
貸付金	22,523	26,048	40,453	18,364	28,903	28,248	11,964	0	176,503
補助	1,337	21,737	19,871	25,767	43,365	56,246	26,779	12,116	207,218
利子補給	206	2,559	3,547	4,235	7,208	8,471	779	653	27,658
保険会社助成		63,583							63,583
事務費		25							25
助成金		63,558							63,558
総計	176,621	279,426	211,377	170,363	195,709	205,090	129,696	46,765	1,415,057
応急その他政府事業費	152,553	165,496	147,505	121,994	116,232	112,124	90,173	33,994	940,071
貸付及び助成金	22,523	89,631	40,453	18,364	28,903	28,248	11,964	0	240,086
利子補給及び補助費	1,543	24,296	23,418	30,002	50,573	64,717	27,558	12,769	234,876
集計上の誤差	2	3	1	3	1	1	1	2	24

出典：前掲「我財界」, p. 848-851より作成

#### (a-4) 震災対策に伴う収入と、震災関連支出の調達先

震災対策においては、支出のみならず、官有物の貸下料や払下料、貸付金の返償といった収入も発生した。そうした震災関連の収入は昭和5年度までの合計で2,600万円余に上った。それ以外の震災関係費は、表2-17に示すように、ほとんどが一般会計費から支出され、その調達方法は主として普通財源と公債金によった。その推移を見ると、震災発生直後の1923（大正12）年及びそれに続く1924（大正13）年には、先述したように、応急復旧対策費を緊急に支出する必要上、国庫剰余金が使われた。1925（大正14）年以降になると普通財源が主に使用されるようになるが、1930（昭和3）年以降は公債金による調達が顕著となる。

公債金による調達の増加は、取りも直さず国債の新規発行の増大や国債発行残高の累増であり、市場に流通する貨幣量の増大によって物価騰貴が引き起こされる可能性をはらんでいる。この点については、次節で中央政府の国債発行の状況について概観し、物価騰貴への影響について考察する。

表2-17 一般会計歳出と震災関係経費の調達先（単位：千円）

震災対策に伴う支出	大正12年度	大正13年度	大正14年度	昭和1年度	昭和2年度	昭和3年度	昭和4年度	昭和5年度	合計
一般会計歳出額(A)	1,311,050	1,625,034	1,524,988	1,578,826	1,765,725	1,814,855	1,736,317	1,557,863	12,914,658
震災関係経費総額(B)	176,621	270,493	204,702	170,159	194,718	203,657	125,004	43,685	1,389,039
うち一般会計費からの支出(C)	172,162	250,051	191,767	154,343	186,747	199,736	126,269	46,766	1,327,841
(C)／(B)(%)	97.5	92.4	93.7	90.7	95.9	98.1	101.0	107.1	95.6
(C)／(A)(%)	13.1	15.4	12.6	9.8	10.6	11.0	7.3	3.0	10.3
経費の調達									
震災関係収入額	0	8,932	6,675	204	991	1,432	4,692	3,080	26,006
国庫剰余金使用額	160,862	87,269	16	0	0	0	0	0	248,147
公債金	25,261	127,969	46,589	34,035	61,094	157,085	99,862	38,000	589,895
普通財源	9,503	46,322	131,422	135,922	132,633	45,139	20,420	2,605	523,966
(B)に対する比率(%)									
震災関係収入額	0.0	3.3	3.3	0.1	0.5	0.7	3.8	7.1	1.9
国庫剰余金使用額	91.1	32.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9
公債金	14.3	47.3	22.8	20.0	31.4	77.1	79.9	87.0	42.5
普通財源	5.4	17.1	64.2	79.9	68.1	22.2	16.3	6.0	37.7

出典：前掲「我財界」, p. 852より作成

#### (a-5) 租税の減免及び徴収猶予

財政支出を直接増加させる要因ではないが、歳入の面から財政運営に影響を与えた可能性がある事例として、震災に伴う租税の減免及び徴収猶予について概観しておく。

震災当月である9月は地租及び第三種所得税の納期にあたり、また、震災2か月後の11月は地租、第三種所得税及び営業税等の国税の納期にあっていた。政府は、震災直後にこれらの租税をすべて徴収することは不可能であるとして、震災被害者に対する租税の減免を行うこととし、1923（大正12）年9月12日に勅令第四百十号を公布した。内容は、震災被害者に対する1923（大正12）年分の第三種所得税及び営業税を納税者の被害状況に応じて減免し、大正12年度に納付すべき地租、所得税、営業税、相続税の徴収を猶予するというものである。こうした措置により減免及び徴収猶予された税金額は表2-18のとおりである。

減免額は大正12年度のみで合計1,641万円余であり、徴収猶予を含めれば大正12年度の租税収入は3,900万円余減少したことになるが、1923(大正12)年当時の剰余金の保有状況から見ても、租税の減免が財政運営に大きな影響を与えたとは断じ難い。

表2-18 震災被害者に対する租税の減免・徴収猶予額(単位:千円)

	大正12年度	大正13年度	大正14年度	昭和1年度	合計
租税の減免	16,416				16,416
第三種所得税	12,242				12,242
営業税	4,174				4,174
徴収猶予	22,582	8,420	990	117	32,109
地租	1,301	419			1,720
所得税	16,824	4,348			21,172
営業税	2,459				2,459
相続税	1,998	3,653	990	117	6,758

出典: 前掲「我財界」, p. 806

#### (b) 中央政府の財政状況と公債発行

この節では、前節の(a-4)で概観した、震災関連支出の公債金による調達が増加がもたらした影響を考察するため、当時の中央政府の財政状況に触れながら、公債の発行状況について述べる。

##### (b-1) 中央政府の財政状況

まず、震災前後の中央政府の財政状況について概観する。表2-19は、中央政府の一般会計における歳出の推移である。これによると、租税収入は、先述のように大正12年度に大幅な減免・徴収猶予措置が採られた結果、前年比12%の減少となっている。公債金・借入金による調達は、1924(大正13)年と1928(昭和3)年に急増している。これは、前者は先述の復旧復興関連支出の調達のため、後者は昭和金融恐慌以降の政府支出の財源確保のためと思われる。剰余金の受入額は反動恐慌以降減少傾向にあるが、著減するのは1930(昭和5)年以降である。

歳出については、表2-20を見ると、歳出に占める国債費の比率は1923(大正12)年以降10%を超えて増加しつつある。これは、上述のように公債の発行が増加する1932(昭和7)年以降より前に増加しつつあり、その端緒が震災発生時点である大正12年であることから、震災関連支出の調達に伴う公債の発行によって、歳出に占める公債費の増加の端緒が形成されたことが推測される。

表 2-19 中央政府の歳入（一般会計）（単位：千円）

年度	合計(A)		租税(B)			公債及び借入金(C)			前年度剰余金受入	
		増減率 (%)		(B)/(A) (%)	増減率 (%)		(C)/(A) (%)	増減率 (%)		増減率 (%)
大正3	734,648		343,708	46.8		10,689	1.5		148,341	
大正4	708,615	-3.5	312,744	44.1	-9.0	4,705	0.7	-56.0	86,227	-41.9
大正5	813,308	14.8	348,672	42.9	11.5	2,576	0.3	-45.2	125,346	45.4
大正6	1,084,958	33.4	430,604	39.7	23.5	16,984	1.6	559.3	222,513	77.5
大正7	1,479,115	36.3	519,292	35.1	20.6	50,355	3.4	196.5	349,902	57.3
大正8	1,808,633	22.3	672,385	37.2	29.5	19,090	1.1	-62.1	462,080	32.1
大正9	2,000,652	10.6	696,257	34.8	3.6	75,631	3.8	296.2	636,304	37.7
大正10	2,065,711	3.3	785,851	38.0	12.9	53,032	2.6	-29.9	640,674	0.7
大正11	2,087,345	1.0	896,403	42.9	14.1	26,925	1.3	-49.2	575,855	-10.1
大正12	2,045,298	-2.0	787,203	38.5	-12.2	35,041	1.7	30.1	657,655	14.2
大正13	2,127,391	4.0	887,237	41.7	12.7	127,969	6.0	265.2	524,247	-20.3
大正14	2,071,369	-2.6	894,808	43.2	0.9	46,589	2.2	-63.6	502,351	-4.2
昭和1	2,056,361	-0.7	887,019	43.1	-0.9	34,033	1.7	-27.0	546,380	8.8
昭和2	2,062,755	0.3	898,689	43.6	1.3	61,094	3.0	79.5	477,534	-12.6
昭和3	2,005,691	-2.8	915,936	45.7	1.9	157,085	7.8	157.1	297,032	-37.8
昭和4	1,826,444	-8.9	893,505	48.9	-2.4	99,862	5.5	-36.4	190,836	-35.8
昭和5	1,596,972	-12.6	835,041	52.3	-6.5	38,000	2.4	-61.9	90,127	-52.8
昭和6	1,531,082	-4.1	735,512	48.0	-11.9	120,272	7.9	216.5	39,108	-56.6
昭和7	2,045,275	33.6	695,837	34.0	-5.4	659,592	32.2	448.4	54,206	38.6
昭和8	2,331,759	14.0	748,566	32.1	7.6	783,037	33.6	18.7	95,134	75.5
昭和9	2,246,981	-3.6	843,183	37.5	12.6	742,543	33.0	-5.2	77,094	-19.0
昭和10	2,259,321	0.5	926,083	41.0	9.8	678,370	30.0	-8.6	83,977	8.9
昭和11	2,372,098	5.0	1,051,761	44.3	13.6	609,621	25.7	-10.1	52,843	-37.1
昭和12	2,914,470	22.9	1,431,892	49.1	36.1	605,481	20.8	-0.7	89,923	70.2
昭和13	3,594,978	23.3	1,984,057	55.2	38.6	685,475	19.1	13.2	205,313	128.3
昭和14	4,969,857	38.2	2,495,302	50.2	25.8	1,298,319	26.1	89.4	306,949	49.5
昭和15	6,444,987	29.7	3,653,065	56.7	46.4	1,282,259	19.9	-1.2	476,024	55.1

出典：日本銀行、『明治以降 本邦主要経済統計』より作成

表 2-20 中央政府の歳出（一般会計）（単位：千円）

年度	合計(A)		行政費(B)			軍事費(C)			国債費(D)		
		増減率 (%)		(B)/(A)(%)	増減率 (%)		(C)/(A) (%)	増減率 (%)		(D)/(A) (%)	増減率 (%)
大正3	648,420		296,960	45.8		170,959	26.4		142,949	22.0	
大正4	583,269	-10.0	242,308	41.5	-18.4	182,168	31.2	6.6	120,000	20.6	-16.1
大正5	590,795	1.3	223,711	37.9	-7.7	211,438	35.8	16.1	115,797	19.6	-3.5
大正6	735,024	24.4	272,446	37.1	21.8	285,871	38.9	35.2	136,013	18.5	17.5
大正7	1,017,035	38.4	470,347	46.2	72.6	367,985	36.2	28.7	136,576	13.4	0.4
大正8	1,172,328	15.3	479,580	40.9	2.0	536,687	45.8	45.8	111,246	9.5	-18.5
大正9	1,359,978	16.0	555,370	40.8	15.8	649,758	47.8	21.1	94,946	7.0	-14.7
大正10	1,489,855	9.5	569,535	38.2	2.6	730,568	49.0	12.4	112,027	7.5	18.0
大正11	1,429,689	-4.0	630,883	44.1	10.8	604,801	42.3	-17.2	115,173	8.1	2.8
大正12	1,521,050	6.4	770,094	50.6	22.1	499,071	32.8	-17.5	163,182	10.7	41.7
大正13	1,625,024	6.8	852,384	52.5	10.7	455,192	28.0	-8.8	187,939	11.6	15.2
大正14	1,524,988	-6.2	725,530	47.6	-14.9	443,808	29.1	-2.5	221,462	14.5	17.8
昭和1	1,578,826	3.5	774,061	49.0	6.7	434,248	27.5	-2.2	233,218	14.8	5.3
昭和2	1,765,723	11.8	848,393	48.0	9.6	491,639	27.8	13.2	282,133	16.0	21.0
昭和3	1,814,855	2.8	865,369	47.7	2.0	517,237	28.5	5.2	285,700	15.7	1.3
昭和4	1,736,317	-4.3	811,181	46.7	-6.3	494,920	28.5	-4.3	280,342	16.1	-1.9
昭和5	1,557,863	-10.3	688,871	44.2	-15.1	442,859	28.4	-10.5	272,517	17.5	-2.8
昭和6	1,476,875	-5.2	649,956	44.0	-5.6	454,616	30.8	2.7	213,844	14.5	-21.5
昭和7	1,950,140	32.0	857,623	44.0	32.0	686,384	35.2	51.0	241,480	12.4	12.9
昭和8	2,254,662	15.6	879,224	39.0	2.5	872,620	38.7	27.1	334,791	14.8	38.6
昭和9	2,163,003	-4.1	685,265	31.7	-22.1	941,881	43.5	7.9	361,285	16.7	7.9
昭和10	2,206,477	2.0	623,100	28.2	-9.1	1,032,936	46.8	9.7	371,854	16.9	2.9
昭和11	2,282,175	3.4	656,307	28.8	5.3	1,078,169	47.2	4.4	363,352	15.9	-2.3
昭和12	2,709,157	18.7	888,692	32.8	35.4	1,236,840	45.7	14.7	399,523	14.7	10.0
昭和13	3,288,029	21.4	1,422,237	43.3	60.0	1,166,746	35.5	-5.7	502,425	15.3	25.8
昭和14	4,493,833	36.7	1,947,472	43.3	36.9	1,628,610	36.2	39.6	675,233	15.0	34.4
昭和15	5,860,213	30.4	2,461,783	42.0	26.4	2,226,181	38.0	36.7	902,983	15.4	33.7

出典：日本銀行、『明治以降 本邦主要経済統計』より作成

表2-21によって中央政府の公債発行残高を概観すると、発行残高が著増するのは昭和7年以降である。これは高橋財政期の公債発行の拡大と軌を一にしているのだが、震災以降は公債発行が増えながらも残高が累増せず、歳出における公債費も増加している。この点を分析するには国債の新規発行額と借換債の発行額・償還額を把握する必要がある。

表2-21 中央政府の公債発行残高（単位：千円）

年度末	合計		長期債計				借入金(含一時借入)			
		増減率 (%)		増減率 (%)	内国債(B)	増減率 (%)	外国債	増減率 (%)		増減率 (%)
大正3	2,649,719		2,506,371		991,531		1,514,840		143,348	
大正4	2,657,681	0.3	2,489,234	0.3	1,028,091	-0.7	1,461,143	3.7	168,447	-3.5
大正5	2,662,675	0.2	2,467,701	0.2	1,097,494	-0.9	1,370,207	6.8	194,974	-6.2
大正6	2,872,591	7.9	2,698,741	7.9	1,359,957	9.4	1,338,784	23.9	173,850	-2.3
大正7	3,255,228	13.3	3,051,776	13.3	1,740,638	13.1	1,311,138	28.0	203,452	-2.1
大正8	3,489,743	7.2	3,277,872	7.2	1,966,735	7.4	1,311,137	13.0	211,871	0.0
大正9	4,066,420	16.5	3,777,263	16.5	2,352,875	15.2	1,424,388	19.6	245,657	8.6
大正10	4,330,671	6.5	4,077,115	6.5	2,718,100	7.9	1,359,015	15.5	233,354	-4.6
大正11	4,601,891	6.3	4,341,895	6.3	2,983,339	6.5	1,358,556	9.8	244,404	0.0
大正12	5,049,835	9.7	4,729,955	9.7	3,108,562	8.9	1,621,393	4.2	307,868	19.3
大正13	5,163,211	2.2	4,863,013	2.2	3,356,238	2.8	1,506,775	8.0	261,838	-7.1
大正14	5,428,838	5.1	4,999,176	5.1	3,519,864	2.8	1,479,312	4.9	413,618	-1.8
昭和1	5,627,502	3.7	5,171,766	3.7	3,710,576	3.5	1,461,190	5.4	449,644	-1.2
昭和2	5,985,699	6.4	5,397,866	6.4	3,944,473	4.4	1,453,393	6.3	531,150	-0.5
昭和3	6,447,554	7.7	5,831,261	7.7	4,379,966	8.0	1,451,295	11.0	601,668	-0.1
昭和4	6,576,207	2.0	5,959,457	2.0	4,512,608	2.2	1,446,849	3.0	573,159	-0.3
昭和5	6,842,779	4.1	5,955,816	4.1	4,476,792	-0.1	1,479,024	-0.8	688,455	2.2
昭和6	7,053,268	3.1	6,187,657	3.1	4,715,078	3.9	1,472,579	5.3	641,605	-0.4
昭和7	7,911,009	12.2	7,054,195	12.2	5,663,754	14.0	1,390,441	20.1	536,450	-5.6
昭和8	8,916,574	12.7	8,139,038	12.7	6,724,440	15.4	1,414,598	18.7	233,891	1.7
昭和9	9,779,803	9.7	9,090,454	9.7	7,687,511	11.7	1,402,943	14.3	166,959	-0.8
昭和10	10,525,072	7.6	9,854,300	7.6	8,522,440	8.4	1,331,860	10.9	217,171	-5.1
昭和11	11,302,386	7.4	10,574,506	7.4	9,257,551	7.3	1,316,955	8.6	283,721	-1.1
昭和12	13,355,275	18.2	12,817,258	18.2	11,516,974	21.2	1,300,284	24.4	85,151	-1.3
昭和13	17,921,465	34.2	17,344,854	34.2	16,065,139	35.3	1,279,715	39.5	84,348	-1.6
昭和14	23,565,767	31.5	22,885,960	31.5	21,628,074	31.9	1,257,886	34.6	84,699	-1.7
昭和15	31,002,748	31.6	29,847,872	31.6	28,611,277	30.4	1,236,595	32.3	107,956	-1.7

出典：日本銀行、『明治以降 本邦主要経済統計』より作成

国債の新規発行額と償還額を、新発債・借換債についてみたのが表2-22である。国債発行残高は純増しているが、大正14年以降は新規発行額が落ち着き、純増ペースや借換差増は鈍化している。

表2-22 国債新規発行・償還額（単位：千円）

	大正11年度	大正12年度	大正13年度	大正14年度	昭和1年度	昭和2年度	合計
国債発行額	834,126	1,065,266	1,035,484	600,692	537,588	742,478	4,815,634
新規国債発行額	250,759	409,997	317,078	157,492	213,589	367,717	1,716,632
借換債発行額	583,367	655,269	718,406	443,200	323,999	374,761	3,099,002
国債償還額	569,371	677,200	902,424	464,529	364,998	516,377	3,494,899
現金償還額	1,067	44,195	45,430	60,342	66,583	88,147	305,764
借換償還額	568,304	633,005	856,994	404,187	298,415	428,230	3,189,135
国債発行残高純増	264,755	388,066	133,060	136,163	172,590	226,101	1,320,735
借換差増	14,863	22,263	94,042	39,012	25,584	17,057	1,410,868

出典：前掲「我財界」, p. 854-861より作成

以上のように、国債の発行は震災関連費用の支出とともに増加したが、震災対策が一定の段階に達すると国債の発行も減少しはじめる。その後国債発行額が激増するのは昭和恐慌以降であり、震災対策費の調達によって国債発行が常態化したとは言えないと考えられる。しかし、歳出に占める公債金の比率は震災以降高水準を維持し続けており、公債発行負担が政府財政に与えた影響は小さくないと考えられる。

## б. 地方政府の財政資金

### (a) 地方政府の財政状況

この節では、震災対策諸事業の支出が地方政府に与えた影響を考察するため、まず震災前後の地方政府の普通会計と地方債の発行残高について概観する。

表2-23は、地方政府普通会計の歳入の推移である。震災時に地方税は減免・徴収猶予措置を受けたので大きく減少しているが、その後は回復基調にある。また、震災を境に国庫支出金の比率が増加するが、金額はかなり増減が激しい。さらに、震災以降は次期繰越金額が著減し、地方債の発行による収入が増加している。地方債の発行額自体は反動恐慌以来増加し続けているが、昭和2年以降は歳入の20%以上を占めるに至る。

表2-23 地方政府（普通会計）の歳入（単位：千円）

年度	合計(A)		地方税(B)		国庫支出金(C)		前年度繰越金(D)		地方債(E)	
	金額	変動率(%)	金額	(B)/(A)(%) 変動率(%)	金額	(C)/(A)(%) 変動率(%)	金額	(D)/(A)(%) 変動率(%)	金額	(E)/(A)(%) 変動率(%)
大正3	374,562		190,126	50.8	24,479	6.5	48,074	12.8	29,993	8.0
大正4	366,945	-2.0	187,582	51.1 -1.3	24,583	6.7 0.4	46,164	12.6 -4.0	24,272	6.6 -19.1
大正5	387,155	5.5	197,579	51.0 5.3	21,553	5.6 -12.3	47,340	12.2 2.5	26,039	6.7 7.3
大正6	483,452	24.9	226,125	46.8 14.4	22,748	4.7 5.5	48,665	10.1 2.8	71,826	14.9 175.8
大正7	600,028	24.1	282,028	47.0 24.7	39,125	6.5 72.0	93,527	15.6 92.2	25,853	4.3 -64.0
大正8	821,844	37.0	403,982	49.2 43.2	51,307	6.2 31.1	95,001	11.6 1.6	80,603	9.8 211.8
大正9	1,169,291	42.3	573,945	49.1 42.1	73,670	6.3 43.6	160,771	13.7 69.2	124,991	10.7 55.1
大正10	1,354,951	15.9	637,375	47.0 11.1	84,774	6.3 15.1	203,598	15.0 26.6	148,079	10.9 18.5
大正11	1,591,400	17.5	704,329	44.3 10.5	96,844	6.1 14.2	262,745	16.5 29.1	178,487	11.2 20.5
大正12	1,566,531	-1.6	610,078	38.9 -13.4	137,338	8.8 41.8	271,709	17.3 3.4	203,610	13.0 14.1
大正13	1,638,799	4.6	628,196	38.3 3.0	141,573	8.6 3.1	283,367	17.3 4.3	215,147	13.1 5.7
大正14	1,737,440	6.0	644,342	37.1 2.6	143,878	8.3 1.6	310,020	17.8 9.4	241,545	13.9 12.3
昭和1	1,941,474	11.7	664,380	34.2 3.1	187,713	9.7 30.5	288,438	14.9 -7.0	376,747	19.4 56.0
昭和2	2,284,352	17.7	636,808	27.9 -4.2	223,230	9.8 18.9	315,665	13.8 9.4	646,410	28.3 71.6
昭和3	2,192,296	-4.0	668,619	30.5 5.0	241,778	11.0 8.3	308,531	14.1 -2.3	453,343	20.7 -29.9
昭和4	1,983,783	-9.5	677,109	34.1 1.3	200,486	10.1 -17.1	277,808	14.0 -10.0	304,980	15.4 -32.7
昭和5	2,019,488	1.8	612,048	30.3 -9.6	193,421	9.6 -3.5	233,105	11.5 -16.1	478,508	23.7 56.9
昭和6	2,008,149	-0.6	530,313	26.4 -13.4	161,358	8.0 -16.6	281,333	14.0 20.7	446,220	22.2 -6.7
昭和7	2,286,472	13.9	521,732	22.8 -1.6	281,700	12.3 74.6	230,690	10.1 -18.0	561,227	24.5 25.8
昭和8	3,063,616	34.0	558,283	18.2 7.0	308,185	10.1 9.4	223,957	7.3 -2.9	1,243,955	40.6 121.6
昭和9	2,763,416	-9.8	595,968	21.6 6.8	294,845	10.7 -4.3	265,655	9.6 18.6	847,540	30.7 -31.9
昭和10	2,748,853	-0.5	634,376	23.1 6.4	255,402	9.3 -13.4	332,946	12.1 25.3	735,779	26.8 -13.2
昭和11	3,393,047	23.4	672,018	19.8 5.9	238,541	7.0 -6.6	365,208	10.8 9.7	1,237,644	36.5 68.2
昭和12	2,782,031	-18.0	658,581	23.7 -2.0	276,771	9.9 16.0	402,042	14.5 10.1	491,230	17.7 -60.3
昭和13	2,951,746	6.1	703,732	23.8 6.9	318,346	10.8 15.0	463,025	15.7 15.2	400,349	13.6 -18.5
昭和14	3,319,937	12.5	763,185	23.0 8.4	493,552	14.9 55.0	515,709	15.5 11.4	404,373	12.2 1.0
昭和15	3,801,096	14.5	783,896	20.6 2.7	456,426	12.0 -7.5	670,457	17.6 30.0	408,900	10.8 1.1

出典：日本銀行、『明治以降 本邦主要経済統計』より作成

こうした歳入構造の変化から、震災関連支出の一時的な国庫支出金への依存と、震災を契機として、それ以前からの継続していた地方債発行への依存が常態化している状況が見て取れる。



表2-24は、地方政府の普通会計における歳出の推移である。土木費や産業経済費など、震災復興と直接関係があると思われる経費項目は、震災前後で大きな変化はない。この点は罹災地の自治体に絞ってさらに細かく検討する必要がある。公債費の負担は大正14年以降著増しており、歳出の20%程度を占めている。この点は景気後退によるものか、震災が景気となったものか、より詳細に検討する必要があるが、昭和期以降の地方財政において公債発行負担が増大している一方で、先に見たように国庫支出金など中央財政からの資金援助は大きく変化しておらず、地方財政が疲弊しつつあることが推測される。

表2-24 地方政府（普通会計）の歳出（単位：千円）

年度	合計(A)		土木費(B)		産業経済費(C)			公債費(D)	
		変動率 (%)		(B)/(A)(%) 変動率 (%)		(C)/(A)(%) 変動率 (%)		(D)/(A)(%) 変動率 (%)	
大正3	327,629		62,711	19.1	13,391	4.1	32,484	9.9	
大正4	317,872	-3.0	57,526	18.1	13,485	4.2	29,718	9.3	
大正5	334,606	5.3	45,292	13.5	14,297	4.3	48,931	14.6	
大正6	387,803	15.9	51,507	13.3	14,226	3.7	41,249	10.6	
大正7	504,688	30.1	71,260	14.1	21,696	4.3	59,135	11.7	
大正8	662,579	31.3	95,646	14.4	28,413	4.3	40,765	6.2	
大正9	962,873	45.3	171,722	17.8	40,869	4.2	46,473	4.8	
大正10	1,092,530	13.5	192,220	17.6	50,354	4.6	64,023	5.9	
大正11	1,309,130	19.8	246,721	18.8	57,274	4.4	85,913	6.6	
大正12	1,275,108	-2.6	224,299	17.6	59,188	4.6	99,579	7.8	
大正13	1,327,691	4.1	237,273	17.9	51,566	3.9	128,178	9.7	
大正14	1,429,443	7.7	242,741	17.0	58,496	4.1	180,100	12.6	
昭和1	1,618,097	13.2	276,775	17.1	70,496	4.4	253,171	15.6	
昭和2	2,000,805	23.7	330,872	16.5	72,690	3.6	502,730	25.1	
昭和3	1,924,693	-3.8	353,311	18.4	78,492	4.1	326,324	17.0	
昭和4	1,737,784	-9.7	276,857	15.9	76,730	4.4	273,463	15.7	
昭和5	1,775,066	2.1	254,806	14.4	65,470	3.7	427,899	24.1	
昭和6	1,617,757	-8.9	258,461	16.0	131,778	8.1	370,217	22.9	
昭和7	1,884,013	16.5	385,613	20.5	183,115	9.7	447,067	23.7	
昭和8	2,601,586	38.1	402,478	15.5	187,328	7.2	1,133,255	43.6	
昭和9	2,214,435	-14.9	347,554	15.7	185,873	8.4	752,449	34.0	
昭和10	2,164,800	-2.2	356,055	16.4	191,513	8.8	641,543	29.6	
昭和11	2,757,790	27.4	404,015	14.6	185,110	6.7	1,123,833	40.8	
昭和12	2,089,307	-24.2	333,918	16.0	196,814	9.4	468,253	22.4	
昭和13	2,178,646	4.3	331,845	15.2	211,954	9.7	444,654	20.4	
昭和14	2,429,132	11.5	348,740	14.4	228,360	9.4	458,138	18.9	
昭和15	2,848,567	17.3	401,586	14.1	292,050	10.3	487,784	17.1	

出典：日本銀行、『明治以降 本邦主要経済統計』より作成

表2-25は、地方自治体が発行する地方債の発行残高の推移である。通事的に見て、都道府県債の比率が上昇している。特に震災後の大正13年に大きく増加しており、震災対策費用の調達として発行された都道府県債が大きく積み上がり、その後の景気後退局面で累増し、地方政府、とりわけ都道府県の財政を大きく制約した可能性が推測される。

表2-25 地方政府の地方債発行残高（単位：千円）

年度末	合計(A)		都道府県債(B)			市債(C)			町村債(D)		
		変動率 (%)		(B)/(A) 変動率 (%)		(C)/(A) 変動率 (%)			(D)/(A) 変動率 (%)		
大正3	326		49	15.0		254	77.9	12	3.7		
大正4	336	3.1	54	16.1	10.2	260	77.4	2.4	11	3.3	-8.3
大正5	339	0.9	52	15.3	-3.7	265	78.2	1.9	10	2.9	-9.1
大正6	377	11.2	54	14.3	3.8	201	53.3	-24.2	10	2.7	0.0
大正7	389	3.2	58	14.9	7.4	308	79.2	53.2	11	2.8	10.0
大正8	424	9.0	69	16.3	19.0	326	76.9	5.8	14	3.3	27.3
大正9	509	20.0	110	21.6	59.4	356	69.9	9.2	29	5.7	107.1
大正10	654	28.5	132	20.2	20.0	465	71.1	30.6	39	6.0	34.5
大正11	788	20.5	165	20.9	25.0	547	69.4	17.6	55	7.0	41.0
大正12	924	17.3	193	20.9	17.0	624	67.5	14.1	81	8.8	47.3
大正13	1,119	21.1	269	24.0	39.4	727	65.0	16.5	95	8.5	17.3
大正14	1,267	13.2	282	22.3	4.8	839	66.2	15.4	115	9.1	21.1
昭和1	1,513	19.4	329	21.7	16.7	1,017	67.2	21.2	131	8.7	13.9
昭和2	1,844	21.9	379	20.6	15.2	1,258	68.2	23.7	167	9.1	27.5
昭和3	2,050	11.2	425	20.7	12.1	1,371	66.9	9.0	212	10.3	26.9
昭和4	2,221	8.3	482	21.7	13.4	1,461	65.8	6.6	235	10.6	10.8
昭和5	2,374	6.9	534	22.5	10.8	1,540	64.9	5.4	256	10.8	8.9
昭和6	2,535	6.8	580	22.9	8.6	1,596	63.0	3.6	312	12.3	21.9
昭和7	2,728	7.6	663	24.3	14.3	1,733	63.5	8.6	279	10.2	-10.6
昭和8	2,957	8.4	777	26.3	17.2	1,811	61.2	4.5	315	10.7	12.9
昭和9	3,132	5.9	887	28.3	14.2	1,902	60.7	5.0	343	11.0	8.9
昭和10	3,372	7.7	976	28.9	10.0	2,004	59.4	5.4	391	11.6	14.0
昭和11	3,638	7.9	1,076	29.6	10.2	2,147	59.0	7.1	413	11.4	5.6
昭和12	3,805	4.6	1,125	29.6	4.6	2,243	58.9	4.5	435	11.4	5.3
昭和13	3,950	3.8	1,184	30.0	5.2	2,310	58.5	3.0	455	11.5	4.6
昭和14	4,042	2.3	1,237	30.6	4.5	2,340	57.9	1.3	463	11.5	1.8
昭和15	4,121	2.0	1,315	31.9	6.3	2,357	57.2	0.7	448	10.9	-3.2

出典：日本銀行『明治以降 本邦主要経済統計』より作成

### (b) 被災地域の地方自治体の財政状況

被災地域の地方自治体、特に東京府及び神奈川県等の財政状況について見ると、表2-26に示すように、大正12～14年にかけて県費・市費・町村費ともに著しく増大している。また、全国の地方歳出に占める震災地域のシェアも急増しており、震災関係の支出が急増したことがわかる。

表2-26 被災地域の自治体の歳出状況（単位：千円）

年度末	東京府及び神奈川県							全国(B)	(A)/(B) (%)
	県費 (増加率)	市費 (増加率)	町村費 (増加率)	総計(A)					
大正11	44,749		149,218		23,777		219,165	1,309,129	16.74
大正12	56,950	27.27	156,655	4.98	25,675	7.98	239,432	1,275,107	18.78
大正13	57,869	1.61	174,603	11.46	31,109	21.16	263,786	1,327,691	19.87
大正14	66,282	14.54	206,060	18.02	40,544	30.33	313,048	1,429,443	21.90
大正15	67,496	1.83	275,607	33.75	47,893	18.13	391,153	1,618,097	24.17

出典：前掲「我財界」p. 854-861より作成

これに対し、1924（大正13）年8月に加藤高明内閣が全国の地方長官宛に「地方財政ノ整理緊縮ニ関スル訓令」を發し、大正14、15年度の地方財政予算の緊縮を強く求めたが、その後の「大正十三年十二月地方債許可ノ方針ニ関スル件」として震災地における地方団体の起債が緩和され、また、政府は1925（大正14）年以降は6大都市における失業対策目的の土木工事のために地方団体が行う起債を積極的に認可するなどしたため、表2-27に示したように、地方債の発行が増加し、震災関係では1930（昭和3）年までに5億円余の起債が許可されることになった。

表2-27 地方政府の起債認可額の推移

年度	起債認可総額(A)		
		うち震災関係(B)	(B)/(A)(%)
大正12	234,631	45,353	19.33
大正13	234,062	144,261	61.63
大正14	186,917	40,554	21.70
大正15	333,216	206,397	61.94
昭和2	318,012	32,452	10.20
昭和3	376,381	35,810	9.51
累計	1,683,219	504,827	29.99

出典：前掲「我財界」, p. 863

## (2) 震災手形処理問題と金融恐慌の発生

### a. 震災手形再割引の実態

#### (a) 「注意事項」に見る再割引業務の実態

前述のように、1923（大正12）年9月27日に公布された「震災手形割引損失補償令」によって、銀行が割引いた震災手形を日本銀行が再割引することで、被災地商工業者の金融梗塞を緩和し、震災地の銀行の債権回収を容易にすることを企図したのであるが、実際の震災手形割引状況を見てみると、真正の被災者の救済に効果を発揮した可能性がそれほど大きくないことが推測される。その点を、まず「震災手形割引損失補償令」の実行について政府が日本銀行に対して公布した「命令書」（官房秘令第九六号、大正12年10月13日）及び特別融通の範囲・期間等の取扱について日銀各支店長宛に送付された「注意事項」（「緊急勅令ニ依ル特別融通ノ範囲、期間及ヒ其取扱ニ関スル重ナル注意事項」大正12年11月29日審改第一七五号を審査部主事より各支店長に送付）で見てみる。

まず「命令書」について見ると、日本銀行は特別融通を受けた手形の取立を1925（大正14）年9月30日まで延期することが可能であるが、不渡り手形の延期は大蔵大臣の承認が必要であり（第2条）、特別融通実行に際して「重要ナルモノ」ものについてはその都度大蔵大臣の承認が必要とされた（第3条）。また、特別融通を行った手形の種類、金額、手形債務者等の重要事項を大蔵大臣に毎週1回<sup>30)</sup>報告することが定められた（第7条）。このように、総じて特別融通の実行に関して日本銀行は大蔵省の厳しい監督下に置かれていたと言える。

また、「注意事項」では、震災時の非常措置という点から、特別融通を与える手形の範囲をかなり緩和させている。「震災手形割引損失補償令」、「命令書」が規定している震災手形の範囲である「大正一二年九月一日以前ニ銀行ノ割引シタルモノ」（「震災手形割引損失補償令」第1項第1号）については、「注意事項」では手形が銀行による割引後に他行に譲渡され譲り受け銀行から特別融通依頼があった場合や、書換手形が転々譲渡された場合でも特別融通を与える方針が明記されており（第2項）、裏書の日付がない手形であっても震災前の裏書譲渡が確実な場合

(第3項)や、手形貸付形式によって発行された約束手形(第4項)、についても特別融通の対象としている。書換手形についても、原手形関係人全員の署名がない場合(第6項)や原手形との金額・形式の相違がある場合(第7、8項)についても一定の要件を満たせば融通の対象とするなど、融通の運用に際して大幅な緩和が行われている。

一方、「注意事項」第5項では、「命令書」における震災手形関係人の「営業所」についての規定(第1条第1項第1号)は震災と無関係の手形であっても特別融通の申請が可能のように解釈できるが、「震災手形割引損失補償令」発布の精神は「今回ノ震災ニ関係アル手形等ノミニ対シ融通ヲ与ヘシメントスル」ものであるので、その主旨に即して「其適用ニ就キ適當ノ手心ヲ加フヘキモノトス」としている。また、第18項では、手形に融通を与える場合「直接之レカ再割引ヲナスハ必要已ムヲ得サル場合ニ限り成ルヘク当該手形ヲ担保トシテ融通ヲ与」えるものとする方針が明記されている。こうした日本銀行の姿勢は、震災手形割引制度の本旨を外れて濫用されることがないように戒め、かつ、日本銀行が震災手形の再割引によって過大なリスクを負担しないよう警戒していることを表しており、中央銀行として妥当な態度であると考えられる。しかし、こうした「手心」によって、再割引された震災手形の中に真正でない震災手形が多数混入する可能性を残し、真に震災被害を受け資力の乏しい商工業者に融通を与える途を狭めた可能性がある。震災手形割引損失補償公債法案についての衆議院議員での審議において堤康次郎が行った以下の発言<sup>31)</sup>がこれを示唆している。すなわち、「日本銀行がその当時どうしたかという、その当時震災地に流通しておりました手形というものは、約20数億ある。(中略)なるべく確実なものから取るということは、これは当然のことである。(中略)当時小さな手形を三流、四流銀行から日本銀行にもっていったものを、日本銀行がどうしたかという、これは危険であるからスタンプ付の震災手形としての割引はできない。もし割引するなら別に不動産とか有価証券をもってこいといって、それらに対して貸出をして、スタンプ付震災手形としての割引をしなかったのであります。」という発言である。日本銀行がリスクテイクを回避した結果、真正の震災手形が再割引され現金化される途を狭めた可能性が看取される。さらに、前述のように日本銀行では再割引に持ち込まれる手形を約5億円と予想していたが、実際の再割引高は後述のように4億3,000万円余であった。このことと前述の堤の発言とを考えれば、日本銀行が資力確実な手形から優先して融通を行った結果、多くの真正の震災手形が救済の枠外に漏れた可能性が高いと言える。

また、日銀の損失に政府保証が付いたため、日銀が震災手形の割引に際してモラルハザードを起こす可能性も指摘できる。日銀の大規模な特別融通の先例として、1920(大正9)年4月以降の反動恐慌に対する特別融通が挙げられる。1920(大正9)年の特別融通は、日銀が金融システムの安定性維持のためのみならず個別産業の救済のために資金を散布するなど、後に日銀が「救済機関化」する発端となった事例として解釈される<sup>32)</sup>のが一般的であるが、この時の日銀特別融通には政府補償は付けられていなかった。さらに、この時の特別融通は融通の実施後1年未満に融通額の80%以上が回収された(表2-28を参照)。

表 2-28 大正 9 年反動時の日本銀行特別融通状況（参考）

融通資金	融通承認額(千円)		融通実施額(千円)		融通実施率(%)	残高(千円)		
		構成比(%)		構成比(%)		大正9年6月末	大正9年12月末	未返済率(%)
貿易資金	35,000	9.1	21,300	8.8	96.7	12,300	0	0.0
銀行支払準備資金	108,143	28.1	85,326	35.2	125.4	34,980	22,491	26.4
臨時事業資金	5,000	1.3	5,000	2.1	158.9	5,000	0	0.0
商社救済資金	10,960	2.8	10,960	4.5	158.9	10,830	8,000	73.0
株式市場救済資金	81,000	21.0	70,622	29.1	138.6	20,957	0	0.0
綿糸資金	41,348	10.7	22,084	9.1	84.9	9,046	0	0.0
羊毛資金	26,360	6.8	3,580	1.5	21.6	3,580	0	0.0
製糸資金	16,561	4.3	4,993	2.1	47.9	3,763	880	17.6
臨時蚕業資金	10,000	2.6	6,000	2.5	95.4	-	6,000	100.0
機業資金	2,000	0.5	120	0.0	9.5	120	0	0.0
砂糖資金	31,980	8.3	10,885	4.5	54.1	6,760	0	0.0
銅資金	8,400	2.2	1,539	0.6	29.1	1,539	0	0.0
銑鉄資金	8,540	2.2	0	0.0	0.0			
合計	385,292	100.0	242,409	100.0	100.0	108,875	37,371	15.4

出典：日本銀行『日本銀行百年史』第3巻p.14表1-1より作成

未回収融通資金のほとんどは銀行支払準備資金であり、1920（大正 9）年12月末の段階で債務を完済できなかった銀行は、表 2-29に見るように、後の震災手形保有銀行と重複するものが多い。特に左右田、若尾、村井、第二、近江の各行は、震災手形の未返済率も高く、若尾、村井、東京渡邊など1922（大正11）年の銀行動揺の際に取付に遭い、日銀から特別融通を受けている銀行も多く見られる。このように首都圏の「二流銀行」と呼ばれる中規模の銀行は、経営基盤が脆弱で頻りに銀行取付に見舞われていた。後に見るように、これらの銀行は大株主や特定の取引先に多額の「固定貸し」を行い、貸出先は1920（大正 9）年以降の反動恐慌で経営が悪化していたものが多く、彼らの多くが震災手形の大口債務者に名を連ねている。こうした脆弱な経営基盤を持つ都市部の中規模銀行が保有していた、返済可能性に疑問がある震災手形が日銀に再割引され、その多くが未決済となった点は、日銀の再割引に際した審査に何らかの問題があったことを想起させる。

以上のように震災手形の再割引は、一方では日本銀行が過度のリスクテイクを回避するという妥当な判断によって、確実と判断された資力を持たない真性の震災被害者が救済されなかった点が示唆される一方で、経営状態に疑念があることがそれまでの経緯からほぼ明らかである脆弱な銀行とその借入先に対して資金を供与したことから日銀のモラルハザードないし審査上の何らかの問題が存在していたことを指摘できる。

表2-29 大正9年反動時の銀行支払準備資金特別融通状況(参考)

日銀取扱店	融通先	承認限度額(千円)		融通実施額(千円)		融通実施率(%)	残高			震災手形保有状況			
			構成比(%)		構成比(%)		大正9年6月末	大正9年12月末	未返済率(%)	震災手形総額(千円)	昭和元年12月末(B)	未返済率(%)	
本店	七十四	12,280	11.4	12,280	14.4	100.0	10,274	7,768	63.3				
	八十一	2,100	1.9	2,100	2.5	100.0	0	0	0.0				
	川崎	10,430	9.6	10,430	12.2	100.0	0	0	0.0	19,373	3,720	19.2	
	足利	660	0.6	560	0.7	84.8	0	0	0.0	1,405	25	1.8	
	伊勢崎	350	0.3	350	0.4	100.0	0	0	0.0	16	0	0.0	
	駿河	870	0.8	870	1.0	100.0	748	0	0.0	850	0	0.0	
	左右田	1,530	1.4	1,530	1.8	100.0	1,360	1,000	65.4	8,017	5,430	67.7	
	若尾	2,295	2.1	2,295	2.7	100.0	2,295	1,505	65.6	5,733	4,214	73.5	
	上州	1,000	0.9	1,000	1.2	100.0	0	0	0.0				
	福岡(東京支店)	760	0.7	760	0.9	100.0	0	0	0.0				
	東京渡邊	500	0.5	500	0.6	100.0	335	0	0.0	7,519	6,533	86.9	
	安田	5,000	4.6	0	0.0	0.0				2,500	0	0.0	
	神田	2,150	2.0	1,500	1.8	69.8	400	250	16.7				
	村井	5,940	5.5	5,940	7.0	100.0	-	5,570	93.8	20,429	15,204	74.4	
	小池	3,000	2.8	1,700	2.0	56.7	-	1,700	100.0	200		0.0	
	第二	4,396	4.1	4,396	5.2	100.0	-	0	0.0	9,299	7,685	82.6	
	第百	16,062	14.9	16,062	18.8	100.0	-	0	0.0	7,925	0	0.0	
	安中	82	0.1	82	0.1	100.0		82	0	0.0			
	碓井蚕業	44	0.0	44	0.1	100.0		44	0	0.0			
	有信	486	0.4	486	0.6	100.0		335	0	0.0			
上毛貯蓄	126	0.1	126	0.1	100.0		126	0	0.0				
上野原	12	0.0	12	0.0	100.0		4	0	0.0				
大阪	増田B. B	9,695	9.0	9,695	11.4	100.0	9,370	3,520	36.3				
	近江	11,980	11.1	9,880	11.6	82.5	7,900	0	0.0	13,423	9,319	69.4	
	第一合同	340	0.3	340	0.4	100.0	1,050	0	0.0				
	藤田	10,000	9.2	0	0.0	0.0							
門司	福岡	1,000	0.9	0	0.0	0.0							
	二十三、大分	700	0.6	678	0.8	96.9	-	678	100.0				
名古屋	安倍	60	0.1	60	0.1	100.0	0	-					
福島	会津	105	0.1	105	0.1	100.0	105	0	0.0				
	東北実業	300	0.3	225	0.3	75.0	225	0	0.0				
	本宮	40	0.0	29	0.0	72.5	27	0	0.0				
金沢	中越	1,350	1.2	541	0.6	40.1	0	-					
	加州	2,500	2.3	750	0.9	30.0	150	500	66.7	16	3	18.8	
合計		108,143	100.0	85,326	100.0	78.9	34,830	22,491	26.4				

出典：日本銀行『日本銀行百年史』第3巻, p. 16, 表1-2より作成

## (b) 震災手形再割引残高の内訳と推移

実際に再割引された震災手形の内訳を考察する。震災手形の大口債務者を示した表2-30によると、鈴木商店や久原商事関係など、大戦好況期に業容を急拡大させ反動恐慌期に沈滞した大企業など、経営不振の特定企業に集中していたことがわかる。

また、表2-31からは、銀行が特定の大口債務者の震災手形を大量に日本銀行に持ち込んでおり、それら大口債務者名義の震災手形は全体の20%に上ることがわかる。特に鈴木商店関係の震災手形は大口債務者保有震災手形の34%弱を占め、そのほとんどは台湾銀行が持ち込んだものであり、台湾銀行が保有する震災手形の90%以上は鈴木商店関係であった。

これらのことからわかるように、多くの大口債務者は特定の銀行と深い関係にあり、そうした銀行は彼ら事業家の資金を賄う「機関銀行」と化していた。事業家が経営不振に陥り、その債務を震災手形として機関銀行が再割引に持ち込んだという図式が、表2-30に示す大口債務者と震災手形所持銀行との密接な関係からも看取される。

表2-30 震災手形大口債務者

債務者	債務額(単位:千円)		債務者	債務額(単位:千円)	
	金額	構成比(%)		金額	構成比(%)
鈴木関係	71,890	33.7	東京電灯	1,730	0.8
鈴木合名	55,060	25.8	南満製糖	1,700	0.8
鈴木商店	15,530	7.3	田中同族	1,550	0.7
同東京支店	1,300	0.6	古河鋳業	1,500	0.7
久原関係	22,200	10.4	大同電力	1,500	0.7
久原商事	11,210	5.2	大日本塩業	1,280	0.6
久原 房之助	9,230	4.3	東亜煙草	1,270	0.6
久原本店	1,760	0.8	白井 五郎	1,180	0.6
国際汽船	8,040	3.8	三ツ引同族	1,140	0.5
原合名	7,720	3.6	中沢銀行	1,120	0.5
高田商会	7,510	3.5	山田 留次郎	1,070	0.5
村井関係	7,420	3.5	北海道炭礦汽船	1,020	0.5
村井合名	4,820	2.3	日清紡績	1,000	0.5
村井鋳業	2,600	1.2	帝國電灯	1,000	0.5
日魯漁業	6,750	3.2	小口 善重	1,000	0.5
日米生糸	5,950	2.8	日本製粉	960	0.4
山本総本店	4,630	2.2	塩水港精糖	950	0.4
セールブレーザ	4,500	2.1	東洋麻糸紡績	900	0.4
日露実業	3,870	1.8	大分セメント	830	0.4
浅野同族	3,860	1.8	銚子醤油	800	0.4
早川電力	3,800	1.8	佐藤 鐵藏	750	0.4
旭石油	3,720	1.7	神戸 舉一	720	0.3
若尾 璋八	3,590	1.7	濱口 儀兵衛	700	0.3
神戸製鋼所	3,500	1.6	仙田 大一	670	0.3
国際信託	3,000	1.4	小口 村吉	550	0.3
白山水力	2,870	1.3	上毛モスリン	550	0.3
八田 照	2,200	1.0	東洋モスリン	500	0.2
大葉 久吉	2,150	1.0	飯田 延太郎	500	0.2
佐藤長商店	1,870	0.9	横濱メリヤス	390	0.2
永楽土地	1,860	0.9			
朝鮮銀行	1,830	0.9	合計	213,560	100.0

出典：前掲「我財界」, p. 878-879より作成

表 2-31 震災手形大口債務者と震災手形所持銀行との関係

大口債務者	債務額 (千円)	台湾(東 京支店)	朝鮮(東 京支店)	村井	十五	川崎	近江(東 京支店)	豊国	第二(東 京支店)	東京渡 邊	若尾(東 京支店)	中井
鈴木関係	71,890	67,790	2,100			1,300						
鈴木合名	55,060	55,060										
鈴木商店	15,530	12,730	2,100					700				
同東京支店	1,300					1,300						
久原関係	22,200	20,440	1,760									
久原商事	11,210	11,210										
久原房之助	9,230	9,230										
久原本店	1,760		1,760									
国際汽船	8,040				8,040							
原合名	7,720								7,720			
高田商会	7,510	930	4,300					880				1,400
村井関係	7,420			7,420								
村井合名	4,820			4,820								
村井鋳業	2,600			2,600								
日魯漁業	6,750		6,750									
日米生糸	5,950		5,950									
山本総本店	4,630	4,630										
セールプレーザ	4,500		4,500									
日露実業	3,870		3,870									
浅野同族	3,860	3,860										
早川電力	3,800				3,000			800				
旭石油	3,720	3,720										
若尾 璋八	3,590									550	3,040	
神戸製鋼所	3,500	3,500										
国際信託	3,000				3,000							
白山水力	2,870				1,650	1,220						
八田 熙	2,200									2,200		
大葉 久吉	2,150						2,150					
合計(A)	179,170	104,870	29,230	7,420	15,690	2,520	2,150	2,380	7,720	2,750	3,040	1,400
震災手形割引 高(B)	430,816	115,225	35,987	20,430	20,074	19,373	11,589	10,724	9,299	7,519	5,734	4,955
(A)／(B)(%)	41.59	91.01	81.22	36.32	78.16	13.01	18.55	22.19	83.02	36.57	53.02	28.25

出典：日本銀行『日本銀行百年史』第3巻, p. 98-99, 表 2-13

表 2-32は、震災手形の決済状況の推移を示したものであるが、台湾、朝鮮銀行などの植民地系銀行及び前述の村井、左右田、第二銀行などの都市部の中規模銀行で未決済となっている。特に台湾銀行は鈴木商店との関係が深く、その債務の多くが未決済となっており、その処理が急務であった。

政府は1925（大正14）年3月31日に法律第35号「日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル法律」及び1926（大正15）年3月29日に法律第33号「大正十四年法律第三十五号中改正法律」をそれぞれ公布し、書換手形の割引期限をそれぞれ1年ずつ延長し、最終的に書換手形は1927（昭和2）年9月末日まで再割引されることになった。



表2-32 震災手形未決済残高（斜体は日銀取引先外）

銀行名	本店所在地	震災手形総額(A) (千円)		震災手形未決済残高(千円)				未決済率 (B)/(A) (%)
		構成比 (%)	大正13年 11月末	大正14年 11月末	昭和元年 12月末(B)	昭和元年12 月末構成比 (%)		
台湾	台北	115,225	26.7	104,271	101,276	100,035	48.4	86.8
藤本ビルブローカー	大阪	37,214	8.6	3,898	2,834	2,181	1.1	5.9
朝鮮	京城	35,987	8.4	32,293	25,232	21,606	10.4	60.0
安田	東京	25,000	5.8	0	0	0	0.0	0.0
村井	東京	20,429	4.7	16,590	15,544	15,204	7.4	74.4
十五	東京	20,073	4.7	14,130	11,494	0	0.0	0.0
川崎	東京	19,373	4.5	9,311	5,261	3,720	1.8	19.2
近江	大阪	13,423	3.1	9,564	9,707	9,319	4.5	69.4
早川ビルブローカー	東京	12,624	2.9	6,900	0	0	0.0	0.0
豊国	東京	10,724	2.5	6,634	5,018	3,380	1.6	31.5
柳田ビルブローカー	東京	9,920	2.3	1,910	0	0	0.0	0.0
第二	神奈川	9,299	2.2	8,752	7,685	7,685	3.7	82.6
左右田	神奈川	8,017	1.9	6,349	5,726	5,430	2.6	67.7
第百	東京	7,925	1.8	1,027	0	0	0.0	0.0
東京渡邊	東京	7,519	1.7	6,957	6,728	6,533	3.2	86.9
東海	東京	7,375	1.7	2,882	922	730	0.4	9.9
若尾	山梨	5,733	1.3	4,111	5,278	4,214	2.0	73.5
第十九	長野	5,492	1.3	5,300	1,960	1,910	0.9	34.8
中井	東京	4,955	1.2	3,204	2,614	2,547	1.2	51.4
八十四	東京	4,590	1.1	3,369	2,656	2,260	1.1	49.2
中沢	東京	4,440	1.0	4,375	4,277	4,243	2.1	95.6
永楽	東京	4,050	0.9	4,050	4,050	3,887	1.9	96.0
阿波商業	徳島	2,850	0.7	2,850	2,350	2,150	1.0	75.4
神戸岡崎	兵庫	2,711	0.6	1,000	0	0	0.0	0.0
辛酉	東京	2,392	0.6	2,299	2,290	2,230	1.1	93.2
古河	東京	2,286	0.5	1,298	357	248	0.1	10.8
武州	埼玉	2,100	0.5	0	0	0	0.0	0.0
日本信託	大阪	2,000	0.5	0	0	0	0.0	0.0
六十九	長野	1,592	0.4	55	35	96	0.0	6.0
京和	東京	1,493	0.3	1,363	1,363	1,063	0.5	71.2
足利	栃木	1,405	0.3	81	0	25	0.0	1.8
長岡	新潟	1,154	0.3	580	562	559	0.3	48.4
横濱興信	神奈川	1,152	0.3	0	0	0	0.0	0.0
日比谷	東京	1,129	0.3	0	0	88	0.0	7.8
関東	神奈川	1,103	0.3	1,028	1,026	937	0.5	85.0
遠州	静岡	1,070	0.2	0	0	0	0.0	0.0
横濱若尾	神奈川	1,014	0.2	1,014	1,014	1,014	0.5	100.0
小計	37行	414,838	96.3	267,445	227,259	203,294	98.3	49.0
その他	59行	15,978	3.7	8,232	6,100	3,506	1.7	21.9
合計	96行	430,816	100.0	275,677	233,359	206,800	100.0	48.0

出典：前掲「我財界」，p. 880-882より作成

## b. 金融恐慌の発生

本節では、震災手形の最終的な処理過程として、1927（昭和2）年の金融恐慌の経過を略述する。

前節で見たように、震災手形の回収は1927（昭和2）年になっても進捗せず、再割引期限が昭和2年9月末まで延期された。一方で、1926（昭和元）年末における未決済の震災手形残高は2億680万円、日本銀行の再割引残高は1億5,903万円に達しており、これを一気に回収すれば倒産者が続出し経済的な混乱が引き起こされることは明らかであった。銀行からの手形資金の取立に苦しむ実業界は、1926（大正15）年夏に震災手形を長期低利資金で借り換え、損失を政府が補償する案を政府に陳情している<sup>33)</sup>。こうした情勢に対し、若槻礼次郎憲政会内閣は1927（昭和2）年1月26日に、「震災手形損失補償公債法案」、「震災手形前後処理法案」のいわゆる「震災手形関係2法案」を衆議院に上程した。この「震災手形関係2法案」の骨子は、1）政府は損失保証金として1億円を限度とし日本銀行に5分利国債を交付する、2）政府は震災手形所持銀行に対して1億700万円を限度として5分利国債を交付し、震災手形所持銀行は交付された国債を担保に日本銀行から借入を行い、その資金を債務者に対して10年以内の年賦返済契約を結んで貸し付ける、というものである。すなわち、未整理の震災手形の一部は1億円を限度として日銀の損失として切り捨て、残りの早期回収が可能な債務について国債を担保とした長期借入金に切り替えて回収を図るというものであった。

2法案はその審議の過程で憲政会、政友会、政友本党との間に政争が起き、この過程で震災手形所持銀行の内情が暴露され、人心の動揺が惹起された。片岡直温蔵相の失言によって、1927（昭和2）年3月15日に東京渡邊銀行とあかち貯蓄銀行への取付を端緒として、主として関東地域の震災手形を所有していると見られていた「二、三流銀行」への銀行取付が拡大した。東京渡邊銀行とあかち貯蓄銀行は3月15日に取付に遭い休業、19日には中井銀行が休業し、22日から25日までの間に村井銀行など9行が休業するに至ったが、23日に震災手形関連2法案が貴族院を通過することで終息した。

その後、台湾銀行の所持する震災手形とその大口債務者である鈴木商店の整理が大きな問題となり、台湾銀行からのコース資金の引き上げと鈴木商店への貸付金の急激な回収が起り、両者の経営は逼迫の度合いを強め、鈴木商店は資金繰りを台湾銀行に依存したため台湾銀行の資金繰りも極度に悪化した。こうした事態に対して、台湾銀行は1927（昭和2）年3月26日に鈴木商店に対する新規貸出の停止を通告し、それが世上に知れるとさらに不安心理が煽られ、鈴木商店系事業会社の手形を所持する銀行の信用は低下し、台湾銀行からのコール資金の引き揚げも急速に進んだ。4月13日に日銀が台湾銀行に対するこれ以上の融資を拒否したことを受け、政府は同日台湾銀行を救済する緊急勅令案を決定し、4月14日に枢密院に諮詢した。内容は、1）昭和3年5月末日までの日本銀行による台湾銀行への無担保特別融通、2）日銀の損失を政府は2億円を限度に補償、である。枢密院では先の政争の経緯もあって与党憲政会に対する不協力の姿勢を取り、野党政友会も政府を激しく攻撃し、17日に緊急勅令案は枢密院で否決され、若槻内閣は総辞職した。翌18日に台湾銀行は台湾島内店を除いて支払を停止し、同日

近江銀行も休業したため、関西を中心に流言飛語が広がって預金取付が起り、19日には蘆品（広島県）、泉陽（大阪府）、蒲生（滋賀県）等の銀行が休業し、21日には業況が悪化していた十五銀行が取付にあつて休業した。華族銀行として民間の信用が厚かった十五銀行の休業が世上に与えた不安は大きく、全国規模での銀行取付が起り、あわせて21行が支払い停止を余儀なくされた。

こうした中、3月20日に発足した田中義一政友会内閣は、高橋是清蔵相の斡旋によって市中銀行が22、23日の両日臨時休業し、その間の22日に「私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件」（昭和2年4月22日勅令第96号）を公布し、4月22日から5月13日までのモラトリアムに入った。全国一斉の銀行休業が明けた25日には取付の再開が危惧され日銀も非常貸出の準備を行っていたが、各地の状況は概して平穩であり、モラトリアム明けの5月13日も同様であった。このようにして、3月15日から2か月あまりにわたった金融恐慌は最終的に終息した。

金融恐慌は経営基盤の脆弱な銀行の整理を推し進める作用を持った。金融恐慌で休業した34行のうち、1928（昭和3）年までに営業を再開したのは12行であり、村井、中沢などの6行は吸収合併して昭和銀行を設立するなど、銀行業界の再編が進んだ。さらに、1927（昭和2）年3月29日には新銀行法が公布された。これは、普通銀行の会社形態を株式会社に限定し、最低資本金額を通常100万円、勅令で指定した地域に本支店を有する銀行は200万円、既設の銀行で人口1万人未満の地に本店を有する銀行は50万円と定められた。さらに、最低資本金額は5年以内に達成しなければならず、単独増資は禁止されたため、小銀行が最低資本金額をクリアするためには吸収合併による銀行合同を経なければならないこととなった。こうして、これ以降銀行合同が進み、小規模で脆弱な日本の銀行経営は大規模化への道を歩むこととなった。さらにこの銀行法では、配当規制や業務組織面を強化させ、金融恐慌の遠因ともなった「機関銀行化」を抑制する役員の兼職禁止規定や、銀行に対する主務官庁の検査・監督権限の強化が行われ、銀行経営の近代化と銀行行政の強化が推し進められることとなった。

## 第2節注釈

- 1) 本稿の記述の多くは日本銀行調査局「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第22巻（大蔵省印刷局、昭和33年9月）（以下、「我財界」と略す）に依拠している。
- 2) 同支店は震災当夜猛火に包まれたが、同店庶務係主任平賀昌一以下職員の懸命の活動により、付近一帯が焦土と化した中で同支店のみが類焼を免れ、後述するモラトリアム施行とともに直ちに営業を開始することができた。『住友銀行八十年史』（昭和54年12月）、p. 223。
- 3) 『住友銀行八十年史』（昭和54年12月）、p. 222。
- 4) このうち、震災関係分の滞貨鎖却として計上されている1,100万円余については、後の小節で言及する震災手形に関する問題のように、当時の銀行が震災に因らない損失を震災関連の損失と偽って計上して政府からの資金を得ようとする行動を採ることが問題となっており、額面通りに評価することは避けなければならない。
- 5) 震災によって喪失した無記名国債に関しては、大正13年7月の「震災ニ因ル喪失無記名國債證券ニ関スル件」（大正13年7月法律第14号）によって、政府による喪失の査定を受ければもとの証券に相当する新証券が交付された。
- 6) 前掲「我財界」、p. 843。

- 7) 以下の記述は日本銀行『日本銀行百年史』, p. 55を参考とした。なお、各支店報告の原資料は日本銀行保有資料『関東震災ニ関スル書類』(大正12年)である。
- 8) 前掲「我財界」, p. 760。
- 9) 『銀行通信録』第76巻第454号, p. 38。日本銀行『日本銀行百年史』第3巻, p. 51より引用。
- 10) 前掲『銀行通信録』第76巻第454号, p. 1。日本銀行『日本銀行百年史』第3巻, p. 53より引用。
- 11) 前掲『銀行通信録』第76巻第454号, p. 39-40。日本銀行『日本銀行百年史』第3巻, p. 53-54より引用。
- 12) 『東洋経済新報』第1069号(大正12年10月13日), p. 6。日本銀行『日本銀行百年史』第3巻, p. 56より引用。
- 13) 深井は「猶予令の適用を受くる債務即ち震災手形に融通性を与ふる為め日本銀行に於いて之を再割引しなければなるまい。それは随分多額に上るであらうし、既に損害を蒙つて居るものに融通を与へるのだから、窮極日本銀行の損失に帰するものもあるべきことを覚悟しなければならぬ。又さやうの手形を割引することが果たして法規上妥当なるやとの疑義もある」との見解を示している。深井英伍『回顧七十年』岩波書店(昭和16年), p. 210。日本銀行『日本銀行百年史』第3巻, p. 52より引用。
- 14) 前掲「我財界」, p. 762。
- 15) 永廣頭「金融危機と公的資金導入 -1920年代の金融危機への対応-」伊藤正直・鶴見誠良編著『金融危機と革新歴史から現代へ』(日本経済評論社 2000年), p. 115。
- 16) 片岡直温『大正昭和政治史の一断面』(西川百子居文庫, 昭和9年9月), p. 297。前掲「我財界」, p. 898。高橋亀吉・森垣淑『昭和金融恐慌史』(講談社学術文庫版, 1993年3月), p. 80。
- 17) 永廣頭「金融危機と公的資金導入 -1920年代の金融危機への対応-」伊藤正直・鶴見誠良編著『金融危機と革新歴史から現代へ』(日本経済評論社, 2000年), p. 116表4-2。
- 18) 信託譲渡方式による資金融通は、従来資産信用の確実な取引先について倉庫に寄託していない生糸、繭等の商品について行われた方式であるが、これを「必要己ムヲ得ザル向キ」に対して適用して新規の融通又は貸出極度の増額を行った。前掲「我財界」, p. 777。
- 19) 残る55万円は高田農商銀行に対する貸出分であるが、日本勸業銀行の融通が実行されず、その後長く日本銀行の前貸金として残存した。
- 20) 前掲「我財界」, p. 781-785。
- 21) この記述は前掲「我財界」, p. 785「二、罹災地農工銀行経由ノ分」に沿ったものだが、表中の貸出額と総合的でない。
- 22) 前掲「我財界」, p. 813。
- 23) 具体的な輸入税減免措置は、1) 米穀の輸入税を大正13年3月31日まで免除(大正12年9月11日勅令第407号)、2) 生牛肉及び鳥卵の輸入税免除期間を大正13年3月31日まで延長(大正9年勅令第53号で定められた期間である大正12年11月10日を大正12年9月11日勅令第408号を以て延期)、3) 生鮮食品等生活必需品及び復興資材、貨物自動車等の物品の輸入税を免除し、貨物自動車以外の自動車や部品、原動機の輸入税を半減(大正12年9月12日勅令第411号で震災の影響によって必要があれば勅令を以て期間を指定して「生活必需品並土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、機械及材料ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得」とし、これに基づいて大正12年9月17日勅令第417号で実際に輸入税を減免する品目を定めた)、の3つの措置である。前掲「我財界」, p. 819。
- 24) 前掲「我財界」, p. 806。
- 25) 高橋亀吉・森垣淑『昭和金融恐慌史』(講談社学術文庫), p. 86~93。
- 26) 以下、日本損害保険協会会史編集室『日本損害保険協会70年史』(日本損害保険協会, 平成元年), p. 29-31を参照。
- 27) 以下、前掲「我財界」, p. 847-865参照。
- 28) 前掲「我財界」, p. 849。
- 29) 復旧事業については、港湾の修繕等経費支出が長期化する性質のものがこれに分類されていることによる見せかけの現象である可能性がある。地方事業への補助金支出額自体は昭和3年以降減少しているが、これがどのような長期的な事業に支出されたのかは不明であり、この時期以降財政の放漫化が進行していく中で、中央政府から地方政府への経常的な所得移転が行われる端緒となった可能性について議論していく必要があるように思われる。
- 30) また、特別融通を受けた手形が不渡りとなった、あるいは不渡りとなる可能性のある場合、その都度その理由を大蔵大臣に報告することが定められた(第五号様式)。
- 31) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第13巻, p. 54。前掲『昭和金融恐慌史』, p. 85。
- 32) 井上準之助「戦後に於ける我国の経済及び金融」(井上準之助助論叢編纂会編『井上準之助論叢』第1巻, 昭和10年)及び深井英五『通貨問題としての金解禁』(日本評論社, 昭和4年)等を参照。前掲『日本銀行百年史』第3巻, p. 22より引用。
- 33) 前掲「我財界」, p. 10-13。